

平成24年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 平成24年3月7日

散 会 平成24年3月7日

仁 木 町 議 会

## 平成24年第1回仁木町議会定例会議事日程

---

◆日 時 平成24年3月7日（水曜日）午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

---

### ◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 行政報告

日程第6 議案第1号 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）

日程第7 議案第2号 平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

日程第8 議案第3号 平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第9 議案第4号 平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

日程第10 執行方針 平成24年度仁木町町政執行方針

平成24年度仁木町教育行政執行方針

## 平成24年第1回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 平成24年3月7日 散 会 平成24年3月7日

議 長 水 田 正 副 議 長 横 関 一 雄

## 出席議員（9名）

1 番 住 吉 英 子	2 番 嶋 田 茂	3 番 宮 本 幹 夫
4 番 大 野 雅 義	5 番 山 下 敏 二	6 番 林 正 一
7 番 上 村 智 恵 子	8 番 横 関 一 雄	9 番 水 田 正

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	三 浦 敏 幸	教育委員会委員長	高 木 僚 一
副 町 長	吉 本 潔	教 育 長	原 田 修
総 務 課 長	角 谷 義 幸	教 育 次 長	戸 嶋 新 二
財 政 課 長	西 條 廣 幸	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
会 計 管 理 者	藤 原 聡	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(川 北 享)
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	渡 辺 司
住 民 課 長	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(角 谷 義 幸)
ほ け ん 課 長	土 井 幸 夫	監 査 委 員	中 西 勇
農 政 課 長	川 北 享		
建 設 課 長	林 典 克		

## 事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	岩 井 秋 男
議 事 係 主 任	本 多 弘 一

## 開 会 午 前 9 時 3 0 分

○議長（水田 正）おはようございます。定刻となりましたので、これから、会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。定足数に達しておりますので、只今から、平成24年第1回仁木町議会定例会を開会します。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（水田 正）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第116条の規定により、5番・山下君及び6番・林君を指名します。

### 日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（水田 正）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。山下委員長。

○議会運営委員長（山下敏二）おはようございます。議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る3月1日、木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。委員会決定事項。まず、はじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、議案25件、意見書7件の合計32件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第64条の規定に基づく一般質問の通告が、3人から3件提出されております。次に、議事進行について申し上げます。定例会1日目、日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6から第9号の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第14、執行方針、平成24年度仁木町町政執行方針及び平成24年度仁木町教育行政執行方針でございます。1日目は、ここまでとし、散会いたします。定例会2日目、日程第11、一般質問については、通告順に従って住吉議員1件、嶋田議員1件、上村議員1件の順番であります。日程第12から第15、平成24年度各会計予算については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選を行います。名称については、平成24年度各会計予算特別委員会。委員数は、議長を除く全議員8名でございます。日程第16から第19の条例改正、日程第20から28の指定管理者については、予算に関連する議案のため、それぞれ一括提案説明を受けた後、平成24年度各会計予算特別委員会に付託し、審査いたします。2日目は、ここまでとし、散会いたします。平成24年度各会計予算特別委員会の日程案について申し上げます。第1日目・3月9日は正副委員長の互選を行います。2日目・3月12日は付議議案の説明を行います。3日目・3月14日、4日目・3月16日、5日目・3月19日は付議議案の質疑を行います。6日目、3月21日は付議議案の質疑及び討論・採決を行います。定例会3日目、日程第29から第30の条例改正、日程第31の規約変更については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第32、同意については、提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第33から第39の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりであります。日程第40、委員会の閉会中の継続審査、日程第41、委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長より申し出があります。続いて、会期について申し上げます。平成24年度第1回仁木町議会定例会招集日は、本日、3月7

日、水曜日。会期は、開会が3月7日水曜日、閉会が3月22日木曜日の16日間といたします。なお、3月8日、木曜日及び3月10日土曜日から3月21日水曜日までは、休会といたします。最後にその他事項について。当面する行事日程については、お手元に配布のとおりであります。以上で、議会運営委員会決定事項について報告を終わります。

○議長（水田 正）委員長報告が終わりました。委員長報告のとおり議事を執り進めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）異議なしと認め、そのように決定いたしました。

### 日程第3 会期の決定

○議長（水田 正）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、3月7日から3月22日までの16日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日、3月7日から3月22日までの16日間とすることに決定しました。次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき、3月8日及び3月10日から21日までの13日間、休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）異議なしと認めます。したがって、3月8日及び3月10日から21日までの13日間、休会とすることに決定しました。

### 日程第4 諸般の報告

○議長（水田 正）日程第4『諸般の報告』を行います。最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者は、お手元に配布のとおりです。監査委員から平成23年度第10回から第12回の例月出納検査報告書並びに平成23年度第2回定例監査報告書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりであります。定例監査報告につきましても、後程、この諸般の報告の中で中西代表監査委員から、その監査結果について報告をいただくことになっております。続いて、平成23年第4回定例会以降の議長の活動報告についてを印刷し、配布しております。2月21日、後志町村議会議長の定期総会が洞爺湖温泉万世閣で開催され、出席をまいりました。定期総会では、平成24年度の事業計画などを審議し、北海道町村議会議長会への後志からの提案事項としては、昨年度に引き続き、高速交通ネットワークの整備、北海道横断自動車道の小樽・余市間の早期完成と余市・黒松内間の早期着手を要望することで、決定をまいりました。また、泊原子力発電所に関わる防災対策のあり方についても提議され、後志町村会との連携や情報の共有化について、議長会として今後の取り組みについての協議を行いました。定期総会の後には、行政懇談会が行われ、後志総合振興局長 神 耐三氏から、後志をめぐる最近の動向と地域振興についてと題して、平成24年度における北海道予算の概要と後志の重点事業についての説明を受けてまいりました。2月27日には、議会改革特別委員会が開催され、札幌市での研修会にオブザーバーとして

出席いたしました。特別委員会では、北海道町村議会議長会の勢旗事務局長から、北海道内における議会改革の先進的な事例について教示いただきました。勢旗事務局長からは、今の議会に必要なのは、住民との対話やコミュニケーションを図ることであり、議会報告会などを積極的に開催するべきであるとの講話をいただきました。議会改革については、特別委員会の中で今後更なる議論を深めていくことになると思いますが、町民にわかりやすく、身近な議会になるよう、審査いただきたいと考えております。次に、広域連合及び一部事務組合議会の開催状況について報告いたします。北後志消防組合及び北後志衛生施設組合、両議会の臨時会が昨年12月26日に開催され、私が出席しております。また、北しりべし廃棄物処理広域連合議会の定例会が2月10日に開催され、私と横関副議長が出席しております。後志広域連合議会の定例会は、2月28日に開催され、広域連合議会議員であります横関副議長から、復命書の提出がありました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。それでは、中西代表監査委員から平成23年度第2回定例監査の結果についてをご報告いただきます。中西代表監査委員。

○代表監査委員（中西 勇）それでは、平成23年度第2回定例監査結果について報告をさせていただきます。諸般の報告の12ページでございます。監査の概要でございます。監査の実施日につきましては、2月7日から9日までの3日間でございます。2番目として、監査の対象でございます。(1)債権の管理について、(2)各種団体の運営費補助金について、以上の2点でございます。3番目での監査の方法、4番目、監査の区分についても記載をさせていただいておりますので、この部分については後程ご高覧を賜りたいと存じます。報告書、13ページでございます。第2として、監査の内容でございます。1番、債権の管理について。(1)には、監査の目的を記載させていただいております。(2)でございます。債権の概要について、アとして債権の区分、イに時効概要について記載をさせていただいておりますので、この部分の内容についても後程ご高覧を賜りたいと存じます。14ページでございます。(3)番目として、債権管理における監査の概要でございます。この中には、表1で監査対象債権の区分、時効期間、時効の根拠法令、時効の援用等についての表を記載させていただいております。後程ご高覧を賜りたいと存じます。次に、15ページでございます。2としまして、各種団体の運営費補助金についてでございます。(1)には監査の目的、(2)で各種団体の運営費補助金の概要、(3)では、運営費補助金監査の概要ということで、それぞれ記載をしているところでございます。この部分についても後程ご高覧を賜りたいと存じます。16ページでございます。16ページには、表2として監査対象補助事業における交付団体の事業費、町補助金額等について、表で記載をさせていただいておりますので、後程ご高覧賜りたいと存じます。次、17ページでございます。第3、監査の結果でございます。指摘、指導、検討事項について記載をさせていただいております。まず、1番目として債権の管理についてでございます。ここの項目については、指摘事項、指導事項ともにございませんでした。検討事項でございます。税外の徴収事務を行う職員につきまして、自己の身分を証明する物の携行について定められておりませんので、この辺のところの適切な取り扱いが必要であるのではないかと存じます。本件監査にあたりまして、指摘事項、指導事項、検討事項の区分には該当しておりませんが、今後の債権管理について、次のとおり意見を申し添えさせていただきたいと存じます。まず、1点目でございます。時効発生の起算点、時効の中断など、個々の債権状況に応じた対応が必要でありますので、適切な債権管理を行っていく必要があると存じます。2番目でございます。滞納の高額化、多重化を防ぐためには、初期段階での取り組みが重要であることから、状況に応じた取り扱いを行っていく必

要があるというふう存じます。次に、2番目でございます。各種団体の運営費補助金についてでございます。指摘事項、指導事項、検討事項ともに該当するものはございませんでした。本件監査にあたりまして、指摘事項、指導事項、検討事項の区分には該当しておりませんが、今後の各種団体への運営費補助金交付事務について、次のとおり意見を申し添えさせていただきたいと存じます。まず、1点目でございます。仁木町コミュニティ運動推進委員会が行う古紙回収事業では、団体活動の活性化により、資源ごみの減量化が図られることから、事業周知に努めていただくなどにより、補助効果が図れる取り組みについて研究をしていく必要があると存じます。2番目でございます。補助目的、効果、達成度などを検証し、具体的かつ合理的な補助基準の整備に努める必要があるというふう存じます。3番目でございます。団体の活動状況や社会情勢の変化に応じて、随時、適正な見直しを行う必要があると存じます。4番目でございます。多額の繰越金や積立金のある団体の補助金については、補助金充当経費を明確にするなど、より透明性を確保するとともに、特定の事業に対する事業費補助金への転換も検証しておく必要があるというふう存じます。以上、申し上げまして、平成23年度第2回定例監査結果の報告とさせていただきます。

○議長（水田 正）中西代表監査委員並びに宮本監査委員、何かとお忙しい中での定例監査、大変ご苦勞様でした。三浦町長には、只今の監査報告における内容を十分検討されますことをお願いいたします。さて、今定例会には、平成24年度の一般会計予算をはじめ、3特別会計の予算、更には、条例改正、指定管理者の指定などが上程されております。議員各位、ご承知のとおり、予算はこの1年間の収入と支出の見積りであると同時に、住民に対してどれほどの租税公課等の義務を付することになるのか、また、どれだけの行政サービスを行うかを定めるものであります。議員各位に今定例会での活発なご審議をお願い申し上げ、私の諸般の報告といたします。

---

## 日程第5 行政報告

○議長（水田 正）日程第5、『行政報告』を行います。三浦町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）皆さん、おはようございます。平成24年第1回仁木町議会定例会が開会されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。ことわざの中に、光陰矢のごとしとか、歲月人待たずというものがあります。申すまでもなく、月日の過ぎるのが矢の飛ぶように早いこと、年月は人の都合に関わらず過ぎていくことの例えであります。昇り龍に象徴される辰年がスタートしてから、早2か月が経過し、弥生3月を迎えました。水田議長、横関副議長をはじめ、議員の皆様におかれましては、正業はもとより、議会議員としての公務や各種行事等で日々何かとご多用のところ、こうして全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、天野農業委員会会長、中西代表監査委員、高木教育委員長、渡辺選挙管理委員長の皆様にも、万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。3月に入りましてからも、三寒四温の繰り返しが続いておりますが、何かしら春の訪れを実感できる季節となつてまいりました。本年は、例年の冬に比較いたしまして、大変冷え込みが厳しく、氷点下18℃になった日もありました。豪雪地帯に指定されている本町であります。元々、気候温暖でありまして、摂氏零度以下が数日続くことは、あまり経験がありませんので、リンゴやサクランボ等の果樹木の生育等に悪影響を及ぼすことがないようにと心から願う次第であります。

さて、本題に戻りますが、今定例会には、只今、山下議会運営委員長からご説明がありましたとおり、

議案として、平成23年度一般会計、国保特別会計、簡水特別会計、後期高齢者特別会計の各会計補正予算案、計4件。条例の一部改正議案6件。仁木町高齢者福祉施設の指定管理者の指定をはじめとする指定管理者の指定議案9件。平成24年度各会計当初予算案、計4件、北海道市町村総合事務組合規約の変更議案1件、計24件の議案と固定資産評価審査委員会委員の同意案1件、合計で25件を提出いたしております。また、平成24年度町政執行方針と教育行政執行方針につきましても、お手元に配布をさせていただきました。昨年11月から約4か月をかけ、平成24年度当初予算を編成してきました。この予算につきましては、明年が町長選挙の年であります関係から、町長としての政策的な新規事業をなるべく組み入れないという骨格予算編成のため、私が町長としての3期目の集大成ともいべき予算となっております。また、当初予算につきましては、ご承知のとおり、快適で安心な町民生活のための1年間を網羅した予算でもありますので、格別のご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます、平成24年第1回仁木町議会定例会開会にあたってのご挨拶といたします。

それでは、行政報告を行います。はじめに平成22年度決算の財務諸表について申し上げます。平成23年度から作成及び公表が義務付けられておりました平成22年度決算の財務諸表につきましては、作成及び分析結果がまとまりましたので、ご報告いたします。財務諸表のうち貸借対照表、3ページでは、これまでに186億487万円の資産を形成し、そのうち過去の世代や国、道の負担で、既に支払いが済んでいる純資産が119億2624万円、64%。将来の世代が負担していくこととなる負債が66億7863万円、36%であることを示しております。なお、これらを住民1人あたり、これは平成22年度末現在人口3780人に換算いたしますと、資産が492万円、負債が177万円で、純資産が315万円となります。資産の中で大きな割合を占めるのが、庁舎・町営住宅などの事業用資産で50%、道路などのインフラ資産が資産全体の42%となっております。金融資産8%の中では、基金積立金が主なものとなっております。一方、負債の中では、町債が総負債の83%を占めており、大きな割合となっております。概略は以上のとおりであります。詳細につきましては、平成22年度新地方公会計制度基準モデルによる仁木町の財務書類を、別途お手元に配布しておりますので、後程ご高覧願います。なお、本年3月末に町ホームページ上で公表し、要約版を町広報5月号に掲載する予定であります。3ページは、貸借対照表となっております。

次に、4ページの方に移りたいと思いますが、北海道電力泊原子力発電所に係る防災対策等について申し上げます。北海道が主催し、後志管内の全20市町村の首長を対象とした意見交換会が、平成23年12月28日に後志総合振興局で初めて開催されました。道は、国が原発から8～10km圏内に設定していた防災対策重点地域（EPZ）を30km圏内の緊急防護措置区域（UPZ）に拡大したことから、新たに後志管内の9町村を加え、対象自治体を13町村と決めた経緯や、道の原子力防災計画の見直しの進捗状況を説明しました。道が泊原発から30km圏内をUPZと定めたことに対し、出席者からは、「単純に30kmで括らず自然や気象の条件を加味してほしい」「圏内と圏外では情報提供や防護服の整備費用負担に違いがあるのか」「道原子力防災計画の見直しの進め方が遅い」「避難道路を造るよう検討してほしい」などの意見が出されました。道は、これらの意見を参考に道原子力防災計画の見直しや原発事故時の速やかな情報提供を定めた通報連絡協定のあり方を検討することとしました。更に、本年2月8日には、後志町村会主催の後志町村長会議が倶知安町で開催され、泊原発に係る今後の取り組みについて協議いたしました。泊原発における更なる安全対策強化の必要性から、後志町村会として北海道電力株式会社、道及び関係機関に対し要望していくことを全会一致で確認いたしました。なお、要望につきましては、別途お手元に配布のとおり、原



子力発電所の安全対策と再生可能エネルギーの積極的活用に関する要望書にて、3月27日に実施することとしております。また、泊原発の事故を想定した道原子力防災訓練が2月13日に共和町などで行われ、全国で初となる現地対策拠点のオフサイトセンターの機能を代替施設となる倶知安町の後志総合振興局に移転する訓練などで、万が一の対応を確認したところであり、仁木町からも担当者を参観させております。

次に、北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線対策について申し上げます。私は、北海道新幹線札幌延伸について、不本意な一面はありましたが、断腸の思いを持って、平成23年11月30日付けで同意表明し、その経緯等につきましては、昨年、第4回仁木町議会定例会にて行政報告をしているところであります。新規着工の条件の一つとして挙げられている並行在来線のJRからの経営分離に対しましては、交通弱者と言われている高齢者の通院、通学・通勤及び住民の買い物などの利用状況から、異論を唱えてまいりましたが、今後においては、北海道が中心となって認可着工後に立ち上げられることになっている並行在来線対策協議会、これは仮称でございますけれども、これに参加し、地域住民の交通手段の確保や利用されている現状を切実に訴えるとともに、札幌開業を見据えた沿線自治体のまちづくりの推進に関して、町としての考え方や将来に向かって安心感を与えられるような施策などを示してまいりたいと考えております。また、国からの文書による正式な同意回答につきましては、期限までに対応することといたしますが、町民を代表する首長として、その職責を全うする決意でありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、平成23年度野菜ハウス導入事業の実施結果について申し上げます。町は、今後の仁木町農業が果樹+野菜、水稲+野菜を中心とした農業形態を推進し、農業経営の安定化を図っていく必要があると考え、厳しい気象条件下にあっても、安定的な農業生産が可能となるように、平成22年度から平成23年度までの2か年事業として、野菜ハウス導入に対し事業費の1/3以内の助成を行ってまいりました。このたび、事業主体であります新おたる農業協同組合から平成23年度事業実施報告が得られましたのでご報告いたします。申請件数54件、申請面積2万8375.9㎡、申請棟数121棟、事業費4201万9007円、補助金交付決定額1397万5000円。個々の事業費に1/3を乗じ、1000円未満を切り捨てた後の集計の額でございます。次に、平成23年度強い農業づくり事業、経営体の育成の実施結果について申し上げます。本事業は、意欲ある農業者が農業経営の発展改善を図る上で必要となる農業機械やハウス施設導入等の整備を支援する融資主体型の国庫補助事業であり、事業費の3/10以内を町が間接補助し、残額が金融機関からの融資となるもので、平成22年度から平成23年度までの2か年事業で実施し、平成23年度事業実施結果につきましては、次のとおりとなりました。受益戸数8戸（桜桃雨除けハウス）、事業費1857万3529円、補助金交付決定額556万8000円、事業費の29.98%、1000円未満切り捨てでございます。なお、この他に7戸の追加的信用供与補助事業費、債務保証分といたしまして119万8000円の交付決定を受け、補助しております。次に、平成23年度農業者戸別所得補償制度の実施状況について申し上げます。農業者戸別所得補償制度は、食と地域の再生に向けて販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的に平成23年4月から本格実施されました。新おたる農協管内地域農業再生協議会が取りまとめた平成23年12月末現在の仁木町の実施状況につきましては、米の所得補償交付金、実施戸数95戸、実施面積440畝、交付金6596万8500円。続いて、水田活用の所得補償交付金、実施戸数145戸、実施面積277畝、交付金5866万3094円。次に、数量面積払いによる交付金でございます。実施戸数29戸、交付金466万7850円であ

り、交付金合計は1億2929万9444円となっております。次に、農業体質強化基盤整備促進事業について申し上げます。本事業は、平成24年2月8日に国の平成23年度第4次補正予算により創設され、農業体質強化のための畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地整備、老朽施設更新等の農業水利施設の整備に對しまして、支援を受けられるものであります。本町では、昨年12月26日に農業体質強化基盤整備促進事業のご案内を全戸に配布し、1月10日までの要望で集約したところ、水田の区画拡大について3件、面積は340㎡、事業費340万円の要望がありましたので、事業実施に向けて事務手続を進めております。なお、本事業は、平成23年度予算の繰り越しにより、平成24年度にて実施となります。今定例会に農業体質強化基盤整備促進事業補助金に係る補正予算を計上させていただきましたので、よろしく願いいたします。

次に、ぎんれい36A棟建設工事の完成について申し上げます。ぎんれい36A棟建設工事につきましては、平成21年度策定の仁木町住宅マスタープランに基づきまして、本年度、公営住宅20戸、1LDK5戸、2LDK10戸、3LDK5戸、集会室1か所の建設工事及びA棟に附帯する道路、歩道、駐車場等の外構工事を契約工期内に完成しております。入居関係につきましては、住替者を対象とした入居者説明会をはじめ、銀山中、桜ヶ丘両団地の入居者及び銀山、長沢、尾根内地域の住民の方々を対象とした建物見学会を開催いたしまして、49名の方に見学をいただきました。また、住替対象者16名の入居する住戸及び駐車場の位置につきましては、本年2月2日開催の第4回入居者説明会において決定をしております。なお、一般公募用となりました4戸、1LDK1戸、2LDK3戸につきましては、2月9日から23日までの間、公募、町内会回覧、ホームページ掲載を行いまして、7名の方から入居申し込みがありましたので、3月5日開催の町営住宅入居者選考委員会において、申込者の選考を行い、入居者を決定いたしました。入居開始につきましては、住替対象者は3月17日、一般公募者は3月24日からとしております。集会室につきましては、4月1日からの平日午後1時から午後6時までの間、銀山放課後児童クラブ室として使用いたします。来年度につきましては、ぎんれい36B棟20戸、公営住宅16戸、特定公共賃貸住宅4戸の建設工事及び外構工事の実施を予定しております。

次に、冷水トンネルの開通について申し上げます。本町と赤井川村の境界に位置します冷水峠につきましては、急カーブ、急勾配が連続しており、特に冬季間は吹きだまりによる通行止めなどの交通障害が発生し、この解消のため、平成20年度から平成23年度までの4か年でトンネル工事延長1281m、車道幅員6mが実施され、本年2月20日に開通式が執り行われました。開通式には、地元赤井川村赤松村長、岩井議長、神後志総合振興局長、横関副議長及び余市町などの関係者約60人が出席してテープカットを行い、同日、午前11時30分から一般車両の通行を開始しております。また、トンネルの開通に伴いまして、旧道となります道道余市赤井川線の余市町登町から赤井川村字日の出までの4kmは、冬季間通行止めとなっております。なお、旧道で新たに本町の町道となる区間1117mにつきましては、本年6月の定例議会において、町道認定の上程を予定しております。行政報告は以上であります。別途お手元には先程申し上げましたとおり、平成22年度新地方公会計制度基準モデルによる仁木町の財務書類、原子力発電所の安全対策と再生可能エネルギーの積極的活用に関する要望書（後志町村会）のほか、平成23年度事業発注状況表、これは契約金額が100万円以上の事業、同じく、100万円未満の事業ということで配布させていただきましたので、後程ご高覧願います。以上で行政報告を終わります。

○議長（水田 正）三浦町長の行政報告が終わりました。次に、原田教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。原田教育長。

○教育長（原田 修）改めて、おはようございます。平成24年第1回仁木町議会定例会にあたり教育行政報告を申し上げます。はじめに、仁木町教育目標の改定について申し上げます。仁木町教育目標は、昭和50年3月に制定され、未来を切り開く教育、町民の願いを実現する教育の2つの総括目標と9つの具体的実践項目を掲げ、36年間、仁木町の教育指針として受け継がれてまいりました。この間、教育を取り巻く環境は大きく変遷し、平成18年12月には教育基本法の改正により、人格の完成や個人の尊厳など、これまでの教育基本法に掲げられてきました普遍的な理念を大切にしつつ、新しい時代の教育理念として、新たに公共の精神の尊重、豊かな人間性と創造性や伝統の継承が明示されました。このようなことから、教育委員会において種々議論を重ね、教育関係各位のご意見もいただき、先人への感謝の思いと未来の教育方向を掲げた新たな教育目標を定めました。教育目標の改定にあたりましては、1. 仁木町の現状についての認識の明確化、2. 時代の変化への対応と目指す方向性の明示。3. ふるさと・仁木に生きる人間像と求められる資質、4. 住民参加としての果実とやすらぎの里創造のための協働への意識・意欲づくり、5. わかりやすさ、6. 町への誇りと自信、以上、6点に観点をおき、行ったところであります。教育目標の前文には、どんなときにも仁木の人々は一時もその歩みをとめることなく、脈々と歴史を刻み、この町を果実とやすらぎの里として誇れるまでに創り上げ、飾らず、誰に対してもおごらず、厳しさにもひるむことなく歩み続けてきた先人の偉業を受け継ぎ、愛すべき仁木町を発展させていこうとする思いを掲げ、教育目標としては、未来につなぐ豊かさを育む確かな教育の創造と潤いとやすらぎを生む、心の豊かさや文化の創造の2つの総括目標を設定し、2つの総括目標に対して、5つの実践目標を設定いたしました。仁木町教育目標の全文は文末に掲載いたしましたので、後程ご高覧願いたいと思います。

次に、仁木町民スキー場について申し上げます。今年度から指定管理者になりました株式会社北海道名販代表取締役 元田英樹氏が管理運営を行っております仁木町民スキー場の今シーズンの運営状況につきましては、昨年12月23日に初級、中級コースをオープンしてリフトの運行が開始されました。上級コースも降雪の状況を見ながら一部開放を行い、1月13日に全コースが開放されました。今シーズンも学校授業などの利用終了後の2月21日から営業を午後からとして、3月4日で営業が終了いたしました。この間、2月21日に町民スポーツスキー大会、2月25日にフルーツランドカップジュニアジャイアントスラローム大会が開催され、町内外から多くの子どもたちが参加しております。今シーズンの利用状況は、リフト利用者の延べ輸送人員6万3685人、前年度8万5515人、リフト券売上額は487万7270円、前年度556万4660円との報告を受けております。利用者の減った要因としましては、12月23日に初級・中級コースを同時にオープンできましたが、民間スキースクールの中止と例年のない寒い冬により家族連れの利用者が少なかったことによるものと考えられ、これに伴いリフト券も11回券、4時間券の利用が減ったことにより、売上額が減ったものです。今後も安全確保を第一に、事故のない安全なスキー場として、安全管理体制の保持について指定管理者と協議連携を重ねてまいります。

次に、仁木町立仁木中学校管理業務委託者の交代について申し上げます。仁木町立仁木中学校管理業務受託者は、平成23年12月10日から長期入院するため、管理業務の履行が困難として、12月12日付けで契約解除申出書の提出がありました。教育委員会としては、急な申し出でありましたが、やむを得ないものとして受理をし、緊急対応として仁木町高齢者事業団に短期の業務委託を要請いたしまして、現在、仁木中学校の管理業務を行っていただいております。新年度からの管理業務につきましては、1月26日に管理業務委託を行う者の受託人の公募を行い、募集定員1人に対し4人の応募があり、2月27日に面接を行い、

新たな受託人を決定したところであります。

次に、学校給食用米飯の運搬について申し上げます。給食用米飯につきましては、平成20年5月から小樽市銭函3丁目、北海道デイリーライス(株)から納入しております。配送経費につきましては、1日2万5200円税込みを、北後志4町、仁木町、余市町、古平町、積丹町で協議し、仁木町は4492円を負担してまいりました。しかし、平成24年度から古平町、積丹町及び、余市町は8月からですが、それぞれの各学校及び調理場で米飯調理を行うことになり、仁木町だけが米飯外注になることから、北海道デイリーライス(株)から従来どおり配送を受ける費用の試算を求めたところ、使用する車を最小の1トントラックで配送を行っても、配送費は1回2万円を要するとの回答でありました。これは、従来の仁木町負担を大きく上回るため検討を行い、町給食配送車で北海道デイリーライス(株)へ出向き、運搬を行うことといたしました。なお、配送運転業務につきましては、給食配送業務委託を1時間延長しまして、早朝の運搬業務にあたっていただくこととしております。必要経費につきましては、新年度予算に計上しておりますが、1日あたり4300円ほど、年間51万1000円となります。また、余市町教育委員会から米飯を4月から7月までの間の43日分の配送依頼があり、協議の結果、1日あたりの必要経費4300円ほどの1/2と容器回収費を負担していただくこととしております。

次に、平成23年度全国中学校スキー大会アルペン競技及びアルペンチルドレン、イタリア・トッポリーノ大会出場について申し上げます。中学校教育の一環として、中学校生徒に広くスキー実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な生徒を育成するとともに、中学校生徒の相互の親睦を目的に、平成24年2月1日から4日まで、宮城県みやぎ蔵王えぼしスキー場を会場に全国中学校スキー大会アルペン競技が開催されました。この全国大会に、仁木中学校2年生の山北鮎夏さんが女子回転及び女子大回転競技に参加しまして、回転競技では9位、大回転競技も16位の好成績を収めました。このことから、2月26日から3月5日までの9日間、イタリア北部のホルガノで開催されたアルペンチルドレン、イタリア・トッポリーノ大会へ財団法人日本スキー連盟が選抜した男女各3名の選手の1人に選出され、女子回転競技に出場しております。全道・全国大会及び世界大会への出場には補助金を支出しておりますが、スポーツ大会参加に係る予算に不足を生じるため、この後、専決処分にて予算補正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。それで結果、昨日、仁木中学校の方から山北さんの結果について80人中31位との報告がありました。以上で行政報告を終わります。

○議長（水田 正）原田教育長の行政報告が終わりました。これで、行政報告を終わります。暫時休憩いたします。

**休 憩 午前10時21分**

**再 開 午前10時35分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

#### **日程第6 議案第1号 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）**

○議長（水田 正）日程第6、議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第1号でございます。『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算

（第5号）』。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条では、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ468万5000円を減額いたしまして、予算の総額を34億6435万8000円とするものでございます。第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。第2条は、繰越明許費でございまして、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるものでございます。第3条、地方債の補正でございまして、地方債の変更は、第3表 地方債補正によるものでございます。平成24年3月7日提出。仁木町長 三浦敏幸。詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』について、ご説明申し上げます。1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございまして、1款、町税から21款、町債にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計468万5000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を34億6435万8000円とするものでございます。次に2ページ、歳出でございまして、1款、議会費から次のページに移りまして、3ページでございまして、13款、諸支出金にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計468万5000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を34億6435万8000円とするものでございます。次に4ページ、第2表 繰越明許費につきましては、町長の行政報告にありました国の平成23年度第4次補正予算において創設されました農業体質強化基盤整備促進事業でございまして、この事業は、簡易な水田の区画拡大事業でございまして、農業者3戸340戸の事業要望がありまして、事業を実施するものでございますが、平成23年度に支出を終了することが不可能であるため、平成24年度に予算を繰り越して使用するというもので、あらかじめ予算でその上限額を定めておかなければならないことになっているものでございます。340万円の繰越明許費でございまして、詳細につきましては、歳出でご説明をいたします。次に、5ページでございまして、第3表 地方債補正、1. 変更につきましては、3件の変更でございまして、過年発生補助災害復旧事業につきましては、これは、当初予算において普通河川砥の川4か所、それとポン然別川1か所の災害復旧工事の地方債を計上しておりましたが、平成23年度の補助採択として砥の川河川2か所分が採択となり、残り3か所分につきましては次年度以降の採択予定となったため、270万円を減額いたしまして、補正後の限度額を280万円に変更するものでございます。次に、一般廃棄物最終処分場整備事業につきましては、これは国庫補助金の循環型社会形成推進交付金につきましては、224万7000円の追加内示がされたことに伴いまして、210万円を減額し、補正後の限度額を9880万円に変更するものでございます。次に、野菜ハウス導入事業につきましては、これは事業費の減に伴い490万円を減額いたしまして、補正後の限度額を1390万円に変更するものでございます。合計970万円を減額し、補正後の限度額を5億2768万3000円に変更するものでございます。次に、7ページでございまして、事項別明細書、歳入でございまして、1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。次に8ページ、歳出でございまして、1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳であります、国・道支出金2197万1000円の減、地方債970万円の減、その他財源4万円の減、一般財源2702万6000円の増でございまして、次に9ページ、歳入でございまして、1款、町税、1項、町民税、1目、個人につきましては、これは収入見込みによりまして908万4000円を増額補正するものでございます。現年度課税分の増につきましては、これは農業所得、

譲渡所得、営業所得等のそれぞれの増によるものでございます。2目。法人税につきましても、収入見込みによりまして278万6000円の増額補正でございます。この増につきましても、税割額の増によるものでございます。2項、1目。固定資産税につきましても、収入見込みによりまして1011万6000円の増額補正でございます。現年度課税分の増につきましても、家屋償却資産の増によるものでございます。3項、1目。軽自動車税につきましても、収入見込みによりまして、38万5000円の増額でございます。4項、1目。市町村たばこ税につきましても、収入見込みによりまして418万6000円の増額補正でございます。次に、10ページでございます。13款。使用料及び手数料、2項。手数料、1目。総務手数料5000円の増額補正、その下の3目。農業手数料1万8000円の増額補正につきましては、それぞれ収入見込みによる増額でございます。次に、11ページに移ります。14款。国庫支出金、1項。国庫負担金、1目。民生費国庫負担金568万1000円の減額補正につきましては、2節。児童福祉費負担金の保育所児童入所措置費負担金66万5000円の減額とその下の広域入所措置費負担金29万7000円の減額につきましては、それぞれ入所児童数の減によるものでございます。3節。子ども手当負担金は、これは3歳未満1人2万円から1万3000円に制度改正されたことに伴うもので、471万9000円の減額でございます。3目。災害復旧費国庫負担金につきましては、5ページの地方債補正で説明いたしましたが、平成22年普通河川災害復旧工事として、当初予算において普通河川砥の川4か所とポン然別1か所の国庫負担金を計上しておりますが、平成23年度補助採択として2か所分が採択となりましたが、残り3か所分につきましては、次年度以降の採択予定となったため、1210万7000円の減額補正でございます。2項。国庫補助金、2目。衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金につきましては、これは国庫補助金の追加内示がありましたので、224万7000円の増額補正でございます。3目。農林水産業費補助金、強い農業づくり補助金につきましては、事業予定者の辞退等によりまして、511万7000円の減額。その下、農業体質強化基盤整備促進事業補助金につきましては、4ページ、繰越明許費で説明いたしました簡易な水田の区画拡大事業でございまして、本町の事業量340戸に対しまして、10戸あたり10万円の定額補助でございまして、340万円を計上しております。次に、12ページでございます。15款。道支出金、1項。道負担金、1目。民生費負担金144万3000円の減額補正につきましては、2節。後期高齢者負担金は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定によりまして、40万1000円を減額するものでございます。3節。児童福祉負担金、これは保育所入所措置負担金33万3000円の減額とその下、広域入所措置費負担金14万8000円の減額につきましては、それぞれ国庫負担金同様、入所児童数の減によるものでございます。4節。子ども手当負担金についても国庫負担金同様、制度改正に伴い56万1000円の減額でございます。2項。道補助金、1目。民生費補助金、延長保育促進事業補助金につきましては、これは道の補助基準、開所時間を超過して30分以上の延長保育等を満たさなかったことによりまして、228万5000円の減額でございます。5目。農林水産業費補助金111万8000円の減額補正につきましては、農業委員会活動推進事業交付金は、額の確定によりまして9000円の増額。その下、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金は、利子補給対象者の償還期日の変更によりまして2000円の減額。国営造成施設管理体制整備促進事業補助金は、道の事業採択により、112万5000円の減額でございます。3項。道委託金、1目。総務費委託金、3節。道権限委譲事務委託金9万9000円の減額補正につきましては、有害鳥獣等事務委託金から次のページ、13ページの農用地区域内開発行為許可等事務委託金まで、これは許可件数の増及び事務件数の増によりまして、それぞれ増額補正するものでございます。2目。農林水産業費委託金、地すべり防止区域点検調査委託金につきましては、これは額の確定により2000円の増額というこ

とでございます。3目．土木費委託金、余市川樋門管理委託金につきましては、これは昨年9月2日から6日の降雨における樋門臨時操作による委託金2万8000円の増額補正でございます。4目．民生費委託金、地域児童福祉事業等調査委託金につきましては、これは3年ごとの保健福祉統計調査事務経費交付金4000円の補正でございます。次に14ページ、17款．1項．寄附金、1目．一般寄附金につきましては、平成23年第4回定例会補正以降、7件で51万637円の寄附金がありましたので51万円を増額し、歳出でふるさと振興基金に積み立てるものでございます。次に15ページ、20款．諸収入、1項．延滞金加算金及び過料、1目．延滞金につきましては、収入見込みによりまして6000円の増額補正でございます。5項．4目．雑入につきましては、臨時的任用職員等社会保険料は、収入見込みによりまして11万9000円の減額。農業者年金業務委託手数料は、これは額の確定により5万2000円の増額でございます。緑の羽根募金事務は、募金実績により1000円を増額するものでございます。建物災害共済金は、これは然別生活館に係る全国自治協会災害共済金3万9000円の減額、農用地合理化事業委託金は、これは額の確定により5000円の減額であります。次に、16ページでございます。21款につきましては、5ページ、第3表 地方債補正で説明した分でございます。

以上で歳入を終わりました、次に17ページ、歳出でございます。1款．1項．1目．議会費43万9000円の減額補正につきましては、3節．職員手当等は執行残1万5000円の減額。4節．共済費は、率の変更による共済費負担金3万8000円の増額でございます。次のページ以降の共済費負担金についても、率の変更による増額でございますので、説明は割愛させていただきます。9節．旅費6万5000円と次のページに移りまして、18ページ、11節．需用費3万7000円、13節．委託料36万円につきましては、それぞれ支出見込みによる減額でございます。次に、19ページでございます。2款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費14万9000円の増額補正につきましては、2節．給料は本年1月1日付けの人事異動によりまして、22万7000円の増額。3節．職員手当等は人事異動、これは昇格等及び扶養の増等によります。次のページに移りまして、20ページ、子ども手当につきましては、23年10月以降の制度改正に伴う支給額の変更によるものでございまして、合計51万円を減額補正するものでございます。4節．共済費の共済費負担金は、これは率の変更及び人事異動等により57万4000円の増額。それから公務災害補償基金負担金は、これも額の確定により2万円の減額。12節．役務費は、情報機器設備保険料の執行残1万2000円を減額するものでございます。次のページに移ります。21ページ、13節．委託料、これは見積り合わせによる人事給与システム保守点検委託料の執行残42万円の減額、18節．備品購入費は、これは入札による事務用備品の執行残2万4000円の減額。19節．負担金補助及び交付金、街路灯設置等補助金につきましては、これは維持管理費、補修費の増と電気料の単価上昇により、予算額に不足が生じたので、23万4000円の増額でございます。それから町内会館等施設補助金は、银山第3町内会館の補修工事分でございます、20万円の1/2、10万円を補正するものでございます。2目．交通安全推進費、11節．需用費につきましては、町管理の交通安全灯に係る電気料の単価上昇、それと本年3月の仁木商業高校閉校に伴いまして、昨年12月に仁木商業高校から移管された街路灯10灯の増により電気料5万3000円の増額でございます。3目．文書広報費、コピー使用料につきましては、各種計画策定、公有財産事業化事業計画、それから生活排水処理基本計画などに伴いますコピー使用枚数の増によりまして、50万6000円の増額でございます。次に、22ページでございます。4目．財産管理費60万円の増額補正につきましては、11節．需用費、燃料費は役場庁舎の重油単価の上昇により、77万2000円の増額でございます。13節．委託料については、それぞれ執行残15

万4000円の減額でございます。次のページに移りまして、23ページ、15節。工事請負費につきましては、喫煙室設置工事の執行残1万8000円の減額でございます。5目。企画費につきましては、地域設備保険料の執行残1万8000円の減額。9目。ふるさとづくり事業費につきましては、これは寄附金51万円をふるさと振興基金に積み立てるものでございます。次に24ページ、2項。徴税費、1目。税務総務費20万円の減額補正につきましては、3節。職員手当等は、執行残により20万7000円の減額、2目。賦課徴収費33万7000円の減額につきましては、8節。報償費から26ページの19節。負担金補助及び交付金まで、それぞれ執行残または支出見込みによる減額でございます。次に、26ページでございます。3項。1目。戸籍住民登録費1万7000円の減額補正につきましては、2節。給料と3節。職員手当等についても、執行残を減額するものでございます。次に27ページ、6項。1目。監査委員費4万5000円の減額補正につきましては、これは執行残または支出見込みによる減額でございます。次に、28ページでございます。3款。民生費、1項。社会福祉費、1目。社会福祉総務費1万3000円の減額補正につきましては、3節。職員手当等は執行残6000円の減額。11節。需用費修繕料は、然別生活館屋根修繕の執行残3万9000円の減額。15節。工事請負費は、地域集会施設の尾根内会館と長沢会館屋根等改修工事の執行残7000円の減額でございます。次に、29ページに移ります。2目。老人福祉費46万5000円の増額補正につきましては、12節。役務費は、車検整備手数料の執行残4万円の減、19節。負担金補助及び交付金、介護保険事務に係る後志広域連合負担金でありまして、介護保険法の改正に伴うシステム改修費、本町負担分7万3000円、それから介護給付費の増と事務費の増によります、本町負担金34万9000円、計42万2000円の増額でございます。23節。償還金利子及び割引料は、これは老人医療給付費の国庫負担金及び道負担金の平成20年度分精算による返還金が生じたので3万5000円を増額補正するものでございます。次に、30ページでございます。4目。心身障害者特別対策費46万2000円の増額補正につきましては、12節。役務費は、新規の障害認定申請者の増によりまして2万1000円の増額。19節。負担金補助及び交付金は、平成24年度障害者福祉関連法の改正に伴いまして、障害者福祉システム改修が必要となりました。改修負担金31万5000円の補正でございます。20節。扶助費は、今後、車いす、靴型補装具、遮光眼鏡等の申請が見込まれることから、12万6000円の増額でございます。6目。後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定によりまして、53万1000円の減額でございます。2項。児童福祉費、1目。児童福祉総務費、子ども手当扶助につきましては、平成23年度当初予算において3歳未満1人2万円の支給額を計上しておりましたが、1万3000円の支給額に制度改正されたことに伴いまして、382万4000円の減額でございます。次のページに移ります。31ページでございます。4目。保育所費につきましては、広域入所負担金と保育所入所負担金、それぞれ入所児童数の減によります減額でございます。延長保育促進事業補助金は、道基準開所時間を超えて30分以上の延長保育等を満たさないことによる減額でございます。計616万1000円の減額でございます。次に32ページ、4款。衛生費、1項。保健衛生費、1目。保健衛生総務費1139万6000円の増額補正につきましては、1節。給料は、自己都合の退職に伴う3月分給料10%削減を回復するもので2万円の増額。3節。職員手当等は、執行残2000円の減額。19節。負担金補助及び交付金につきましては、北後志地区の住民が安全に出産でき、安心して子育てができる医療環境づくりに資するため、小樽協会病院に対して行う周産期医療支援事業でございまして、構成市町村、小樽市及び北後志5町村でございまして、均等割1構成市町村5万円。利用料につきましては、平成22年1月から12月までの期間に小樽協会病院において出生した構成町村に住所を有する出生者数に2万円を乗じた額でございまして、本町は4人分でございまして、8



万円合わせまして13万円の負担金の補正でございます。次に、33ページに移ります。28節．繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、人件費で1万円の増、出産一時金で112万円の増、広域連合負担金共通経費3万7000円、財源補填のための一時借入分1000万円、合わせまして1116万7000円の増額でございます。4目．環境衛生費につきましては、これは人件費及び燃料費の単価上昇による北後志衛生施設組合負担金33万円の増額補正でございます。5目．上水道費、簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、統合簡易水道事業に係る工事請負費の減等によりまして、繰出金692万8000円の減額補正でございます。次に、34ページでございます。6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費1万2000円の減額補正につきましては、1節．報酬は、これは推進委員による報酬9月分について予算に不足が生じたので、2万7000円の増額でございます。7節．賃金は、嘱託職員の通勤手当2万9000円の減額。9節．旅費は、支出見込みによりまして13万3000円の減額でございます。次に35ページ、14節．使用料及び賃借料につきましては、これはバス借上料の執行残9万2000円の減額。2目．農業総務費2万4000円の増額補正につきましては、3節．職員手当等は執行残1万1000円の減額。3目．農業振興費1122万6000円の減額補正につきましては、8節．報償費と次のページ、36ページに移りまして、14節．使用料及び賃借料、それぞれ農業短期体験事業の執行残の減額でございます。19節．負担金補助及び交付金、強い農業づくり事業補助金につきましては、事業予定者4戸辞退等によりまして511万7000円の減額。その下、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金は、執行残で4000円の減額。野菜ハウス導入事業補助金は、これは入札による事業費の減に伴う602万5000円の減額でございます。4目．農用地開発事業費、土地改良区負担金の国営土地改良施設維持管理負担金につきましては、これは大雨被害や漏水の復旧工事等に伴う負担金28万8000円の増額でございます。農業体質強化基盤整備促進事業補助金は、これは4ページ、第2表 繰越明許費で説明いたしました事業でございまして、事業内容につきましては、簡易な水田の区画拡大事業でございまして、本町の農業者3戸、340㍍の事業要望がありました。10㍍あたり10万円の定額補助でございまして、340㍍の実施をするものでございます。340万円の計上で、繰越明許費でございます。下段の土地改良区補助金、次のページに移りまして、37ページ、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金につきましては、道の事業配分により150万円を減額するものでございます。6目．農業整備事業費1万7000円の増額補正につきましては、3節．職員手当等は、執行残5000円の減額。2項．林業費、1目．林業総務費、北海道市町村林野振興協議会負担金につきましては、協議会解散に伴いまして5000円を減額。森林整備担い手対策推進事業負担金は、申請者が事業要件を満たすことができなかったため2万4000円を減額するものでございます。次に、39ページに移ります。7款．1項．商工費、2目．商工振興費につきましては、仁木町商工振興資金融資保証料補助金に不足が生じる見込みとなりましたので、25万円を増額補正するものでございます。次に40ページ、8款．土木費、1項．土木管理費、2目．土木機械管理費21万6000円の減額補正につきましては、それぞれ執行残を減額するものでございます。2項．道路橋りょう費、1目．道路橋りょう総務費24万1000円の減額補正につきましては、13節．委託料は、これは町道中線南町3丁目と4丁目排水調査設計用地確定測量委託料の執行残26万2000円の減額。次のページに移りまして、41ページ、2目．道路維持費につきましては、デジタルカメラ、刈払機の備品購入費の執行残2万5000円の減額。3項．河川費、1目．河川総務費、12節．役務費は、樋門管理人の傷害保険料の執行残1万7000円の減額。13節．委託料は、昨年9月2日から6日の降雨における樋門臨時操作における委託料1万4000円の増額でございます。4項．住宅費、1目．住宅管理費1万1000円の増額補正につきましては、これは職員

手当等執行残5000円の減額でございます。次に、43ページに移ります。10款、教育費、1項、教育総務費、1目、教育委員会費につきましては、これは支出見込みによる教育委員報酬8万円を減額するものでございます。2目、事務局費3万6000円の減額補正につきましては、1節、報酬は、支出見込みによる外国語指導助手報酬28万1000円の減額。2節、給料は、本年1月1日付けの人事異動によります18万4000円の減額。3節、職員手当等、期末勤勉手当は、執行残を減額するものでございます。次のページに移ります。44ページ、寒冷地手当については、これは人事異動により1万3000円の増額。4節、共済費、公務災害補償基金負担金は、これは額の確定により9000円の減額。社会保険料は、臨時職員等の健康保険、厚生年金、雇用保険料の支出見込みによりまして7万円の減額。9節、旅費につきましても、支出見込みにより5万6000円の減額。2項、小学校費、1目、学校管理費15万3000円の減額補正につきましては、8節、報償費、次のページに移りまして、45ページ、修学旅行引率教諭報酬の執行残4万7000の減額。11節、需用費、燃料費は、重油単価上昇により56万円の増額補正でございます。修繕料は、校舎、教員住宅、遊具、ボイラー等の支出見込みにより50万円を減額。12節、役務費は廃棄物処理手数料の支出見込みによりまして、10万3000円の減額。18節、備品購入費は、指導書、教科書の執行残6万3000円です。3項、中学校費、次のページに移りまして、46ページ、1目、学校管理費8000円の減額補正につきましては、8節、報償費は、それぞれ執行残7万1000円の減額でございます。11節、需用費、燃料費は、重油単価の上昇によりまして、56万円の増額補正でございます。12節、役務費、廃棄物処理手数料は、支出見込みによりまして11万4000の減額。13節、委託料は、仁木中学校管理人が変更になったことによりまして、12万6000円の減額でございます。次のページに移りまして、47ページ、14節、使用料及び賃借料は、これはバス借上料の執行残16万8000円の減額。19節、負担金補助及び交付金、後志中体連補助金等の執行残8万9000円の減額。2目、教育振興費、教材備品の執行残12万5000円の減額。4項、社会教育費、1目、社会教育総務費7万5000円の減額補正につきましては、1節、報酬、社会教育委員報酬は、支出見込みによりまして2万1000円の減額。下段の8節、報償につきましても、成人式記念品の執行残9000円の減額。次のページ、48ページに移りまして、高齢者教育補償、職員の対応等により未執行となりましたので1万5000の減額。9節、旅費、支出見込みにより1万円の減額。11節、需用費は、それぞれ執行残により4万4000円の減額。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費29万5000円の減額補正につきましては、3節、職員手当等は、執行残により1万1000円を減額するものでございます。次のページに移ります。49ページ、19節、負担金補助及び交付金、バス利用助成金の減額によるものでございます。30万円の減でございます。2目、体育施設費、消耗品については、執行残2万2000円の減。3目、学校給食費4万2000円の減額補正につきましては、11節、需用費、次のページに移りまして、50ページ、水道料は支出見込みにより4万6000円の減額。13節、委託料は、学校給食センターの電気設備保安点検委託料の執行残1万3000円の減額。4目、スキー場管理費は、これはスキー場指定管理料の選定結果に伴いまして148万1000円の減額補正でございます。次に、51ページでございます。11款、災害復旧費、1項、公共土木施設災害復旧費、1目、河川災害復旧費につきましては、入札及び見積合わせ等により普通河川ポン然別川及び普通河川砥の川の災害復旧工事の執行残709万7000円の減額でございます。次に52ページ、12款、1項、公債費、1目、元金につきましては、本年度の減債基金積立金の現計予算額6710万4000円であることから、公債費の負担軽減、実質公債費比率及び将来負担比率の抑制を目的といたしまして、繰上償還を行いたいというものでございます。繰上償還を行う町債の種類につきましては、普通交付税算定上、発行可能額は100%基準財政需要額に算入されま

す。臨時財政対策債で北海信用金庫資金のうち、効果額が一番高い平成20年度借入分5764万5000円を償還したいというものでございます。次に、53ページでございます。13款、諸支出金、1項、基金費、2目、減債基金費につきましては、繰上償還と財源調整により3902万7000円を減額するものでございます。55ページ以降の給与明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程ご高覧願います。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。上村君。

○7番（上村智恵子）7番、上村。31ページの延長保育の補助金ですけれども、仁木の保育所では、この延長保育というのは、されてなかったということなんですか。それと、36ページの強い農業づくり事業補助金ですけれども、4名の方が辞退しているということですが、その理由というものがわかりましたらお願いします。

○議長（水田 正）門脇住民課長。

○住民課長（門脇吉春）それでは、上村議員の只今の質問でございますが、保育所運営経費の342万8000円の減額、これについては、延長保育はしております。ただしですね、道の補助基準というのがございまして、開所時間を超えて30分以上の延長保育、当該延長時間内の平均児童数が1名を満たすことという条件が入っております。これを満たしていないために今回減額になったわけですが、その算出方法といたしましては、1年間52週ございまして、ここの中で平均して1名以上の、要するに延長保育があった場合についてはですね、全額道の方から金額が出るというものでございます。ところが今回、これを計算してみましたら、実際には0.5人ということで1名を下回ったために、この補助金を出すことはできなくなったと。ただし、保育所内では延長保育はしておりますので、1回につき200円というものを徴収しております。以上です。

○議長（水田 正）川北農政課長。

○農政課長（川北 享）36ページの関係ですけども、強い農業づくり事業補助金で4名の方が辞退されたということで、この事業につきましては、22年度、23年度事業ということで、平成21年度に希望を取りまして行ったんですけども、正式に理由は聞いていませんけども、22年度はやはりサクランボが非常に不作だったということがありますので、その影響でこの事業につきましては1/3補助ということで、すべて補助になる事業でもございませぬので、その点で4名の方が辞退されたと考えております。以上です。

○議長（水田 正）上村さん、よろしいですか。その他、ございませぬか。横関君。

○8番（横関一雄）8番、横関です。まず、41ページの3項の1目の樋門管理委託料の1万4000円のこの補正の仕方、9月2日から6日の大雨ということなんですけども、これどういう計算で1万4000円が出ているのか。これ、委託料として年間予算を組んでいるはずなんですけども、こういうときにも別にですね、この1万4000円という管理料の中で別に出すのか。それがまず1点ですね。それとですね、23ページの喫煙室の設置工事の1万8000円の残ですね、ちょっと僕の勘違いだったら、これちょっと申し訳ないんですけども、確かこの工事をやったときにですね、愛煙家の方たちもお金を出して町と折半でやったのかなと、ちょっと僕の聞き違いなら悪いんですけども、その両方を出しているのか、愛煙家の方たちがこぞってやったような話で聞いたんですけども、その辺もうちょっと詳しくしていただきたいなと思います。これはやはり町単独でやっているのであれば、ここに余って返ってくるのはわかるんですけども、愛煙家の人たちもお金を出しているのに、ここでこういう予算が返ってくる自体もちょっとわからないんです。それと

もう1点ですね、先程ありました21ページの光熱費ですね、光熱水費、その中で電気料で10灯、仁木商業高校から寄附されたということですが、その街灯でどこからどの辺までの街灯10基なのか、その辺ちょっと説明をお願いします。

○議長（水田 正）林建設課長。

○建設課長（林 典克）樋門管理の委託料の件であります。昨年ですね、9月2日から6日間ですね、降雨によりまして、臨時の操作に係る委託料を支払ってございます。通常はですね、定期的に4月、7、8、9、10月までの5回ですね、それを定期的にやって巡回することの委託料がですね、町で支払っているのが1万35円を管理人さんにですね、支払っております。それで臨時分はですね、含まれておりませんので、今回ですね、2名の方がおります。北町の樋門であります。1名の方がですね、巡回及び樋門の操作で11時間30分、それがですね、道の基準がありまして出しまして1万6300円と、もう1名の方がですね、巡回及び樋門操作で6時間30分でありまして、この金額が9212円でありまして、総額で言いますと2万5512円でありますけれども、執行残がですね、1万2150円残っておりますので、その差額として今回ですね、1万4000円をですね、予算計上しております。それで1時間あたりですね、巡回及び操作にかかる時間ですけども、道からはですね、1350円の計算で今回予算を出しております。以上であります。

○議長（水田 正）角谷総務課長。

○総務課長（角谷義幸）総務課関係で2点、ご質問あったと思います。まず、23ページ、工事請負費の喫煙室設置工事の部分でございます。平成23年度におきまして、1階の町民センターのロビーのところ、その一室を、自販機の一室を改築いたしまして、これは町費でやっております、その金額が23万1000円。予算が24万9000円でしたので、その執行残1万8000円を今回減額補正しております。それで横関議員が申しておりました職員の愛煙家による設置の部分については、2階の町長室の向かい、あその工事についてはですね、福利厚生会が実施したということで、一切、ここの部分では出てきておりませんので、その辺、ご理解の方をお願いしたいというふうに思います。それともう1点、21ページ、交通安全推進費の需要費、光熱水費の電気料の5万3000円の中ですね、内訳でありますけれども、電気料のアップ、仁木商業高校が本年3月をもって閉校となると、仁木商業高校に対するその通学路の電気料については、仁木中学校の通学路の電気料と同様ですね、100%の援助というか、補助をしております。それで、仁木商業高校の父兄さんで構成しているところがもう解散するとお金の出しどころがないと。仁木町で100%補助しているのであれば持っていただけないでしょうかということ、国道5号の仁木商業高校の入り口、そこからですね、二本木のところまでのところの電柱街路灯10基の部分についての電気料を仁木町が払うという、今までは補助をしていたんですけども、仁木町が直払いになるということで、増額させていただいたという経緯にあります。

○議長（水田 正）横関君。

○8番（横関一雄）まず、今の商業高校の電灯の問題はちょっとわかったんですけども、この仁木町の街灯というのはですね、多分だと思んですけども、うちの町内会、住んでいるところもですね、町内会単位で見ているところが結構多かったわけですね。今の説明聞くと学校のある通学路は、以前から町の方が管理しているということで解釈してよろしいんですか。

○議長（水田 正）角谷総務課長。

○総務課長（角谷義幸）仁木商業高校の分だけについては、仁木商業高校で補助金の申請をしていただい

て、町の方でお金を助成していると。仁木中学校の部分については、中央第二町内会だと思うんですが、そちらの中に入れてですね、中学校部分の電気料と町内会で管理している部分の電気料と区分けして100%と、今でいきましたら1/3ですけども、その補助金を出していると。ですから、高校と中学校の電気料の申請、また支払方法については、ちょっと若干こう違いますけれども、そのような状況となっております。

○議長（水田 正）他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）ないようでございますので、これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。これから、議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第1号『平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第2号

### 平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

○議長（水田 正）日程第7、議案第2号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第2号でございます。『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』。平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出にそれぞれ1644万2000円を追加いたしまして、予算の総額を2億2628万7000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出補正予算によるものでございます。平成24年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。西條財政課長より詳細について説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第2号『平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款. 国民健康保険税と4款. 繰入金にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1644万2000円を増額いたしまして、補正後の歳入合計額を2億2628万7000円とするものでございます。次に、2ページでございます。歳出でございます。1款. 総務費から5款. 予備費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計1644万2000円を増額いたしまして、補正後の歳出合計額を2億2628万7000円とするものでございます。次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から6款. 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。次に4ページ、歳出でございます。

1款．総務費から5款．予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源1644万2000円の増でございます。次に5ページ、歳入でございます。

1款．1項．国民健康保険税、1目．一般被保険者国民健康保険税411万4000円の増額補正につきましては、1節から6節、それぞれ収入見込みによります増額でございます。2目．退職者被保険者等国民健康保険税116万1000円の増額補正につきましても、1節から6節、それぞれ収入見込みによります増額でございます。次に6ページ、4款．繰入金、1項、1目．一般会計繰入金1116万7000円の増額補正につきましては、これは人件費1万円の増、出産一時金112万円の増、広域連合負担金、これは共通経費分でございます。3万7000円、財源補填のための一時借入分1000万円、合わせまして、1116万7000円の増額でございます。次に7ページ、歳出でございます。1款．総務費、1項．総務管理費、1目．一般管理費1万円の増額補正につきましては、3節．職員手当等は執行残による1000円の減額でございます。4節．共済費は一般会計同様、率の変更により、共済費負担金1万1000円の増額補正でございます。2目．広域連合負担金、後志広域連合負担金につきましては、国保事務に関する経費、これは共通経費分でございます。3万7000円の増。それから医療分に関する経費2510万2000円の増、合わせまして2513万9000円の増額補正でございます。次に8ページ、廃款の基金積立金につきましては、後志広域連合町村分賦金の増額により783万5000円を減額し、廃款とするものでございます。次に、9ページでございます。5款．1項．1目．予備費につきましては、87万2000円の減額補正でございます。11ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっております。後程ご高覧願います。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第2号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第2号『平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第3号

### 平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（水田 正）日程第8、議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第3号でございます。『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』。平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ741万4000円を減額いたしまして、予算の総額を4億5857万4000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正にて表しているというもの

でございます。第2条 地方債の補正でございます。地方債の変更は、第2表 地方債補正によるものでございます。平成24年3月7日提出。仁木町長 三浦敏幸。なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』について、ご説明申し上げます。1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款. 国庫支出金から6款. 町債にそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計741万4000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を4億5857万4000円とするものでございます。次に2ページ、歳出でございます。1款. 総務費と2款. 施設費にそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計741万4000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を4億5857万4000円とするものでございます。次に3ページ、第2表 地方債補正、変更につきましては、これは統合簡易水道事業仁木・銀山地区の事業費確定による変更でございます。起債限度額30万円を減額いたしまして、補正後の起債限度額を1億6570万円とするものでございます。次に5ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款. 使用料及び手数料から6款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。次に6ページ、歳出でございます。1款. 総務費から4款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金18万6000円の減、地方債30万円の減、一般財源692万8000円の減でございます。次に7ページ、歳入でございます。2款. 国庫支出金、1項. 国庫補助金、1目. 衛生費国庫補助金につきましては、これは事業費の確定によりまして、18万6000円の減額補正でございます。次に8ページ、3款. 繰入金、1項. 1目. 一般会計繰入金につきましては、これは統合簡易水道事業の工事請負費等の減によりまして、692万8000円の減額補正でございます。9ページ、6款. 1項. 1目. 町債につきましては、3ページ、地方債補正で説明した分でございます。次に、11ページ、歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費6000円の増額補正につきましては、2節. 給料につきましては、執行残1000円を減額。3節. 職員手当等、下段の退職手当組合負担金は、これは1月1日昇給に伴いまして、2000円の増額。次のページに移りまして、子ども手当は、平成23年10月以降の制度改正に伴う支給額の変更によりまして2万8000円の減額。その他は執行残の減額でございます。4節. 共済費の共済費負担金は、これは一般会計同様、率の変更により4万8000円の増額。公務災害補償基金負担金は、これは額の確定により8000円を減額するものでございます。19節. 負担金補助及び交付金の福祉協会負担金は、これは4月の人事異動に伴いまして2000円の増額でございます。次に13ページ、2款. 1項. 施設費、1目. 施設管理費は、これは率の変更による共済費負担金4万6000円の増額補正でございます。2目. 施設整備事業費746万6000円の減額補正につきましては、13節. 委託料は、統合簡易水道事業の調査測量設計委託料及び施工監理委託料、それぞれ執行残を減額するものでございます。15節. 工事請負費は、簡易水道事業の施設整備工事請負費の執行残793万6000円の減額でございます。15ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程ご高覧願います。以上で、説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。これから、議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第3号『平成23年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第4号

### 平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

○議長（水田 正）日程第9、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、議案の第4号でございます。『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）』。平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ53万1000円を減額いたしまして、予算の総額を5870万3000円とするものでございます。第2項では、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。平成24年3月7日提出、仁木町長 三浦敏幸。詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）議案第4号『平成23年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）』について、ご説明申し上げます。1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金に補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計53万1000円を減額いたしまして、補正後の歳入合計額を5870万3000円とするものでございます。次に2ページ、歳出でございます。

1款. 総務費と2款. 後期高齢者医療広域連合納付金に補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計53万1000円を減額いたしまして、補正後の歳出合計額を5870万3000円とするものでございます。次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款. 後期高齢者医療保険料から6款. 広域連合支出金まで、すべての科目を載せたものでございます。次に4ページ、歳出でございます。1款. 総務費から4款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源53万1000円の減でございます。次に5ページ、歳入でございます。3款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金、1目. 事務費繰入金につきましては、これは人件費の変更によりまして、4000円の増額補正でございます。2目. 保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定によりまして、53万5000円の減額補正でございます。次に7ページ、歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費4000円の増額補正につきましては、3節. 職員手当等の期末勤勉手当につきましては、それぞれ執行残を減額するものでございます。子ども手当は、平成23年10月以降の制度改正に伴う支給額の変更によりまして1万2000円の減額でございます。4節. 共済費は、率の変更により2万1000円の増額補正でございます。公務災害補償基金負担金は、これは額の確定によりまして、1000円の減額ござい



す。次に、8ページでございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、これは保険基盤安定負担金の額の確定によりまして、53万5000円を減額補正するものでございます。9ページ以降の給与費明細につきましては、補正後の明細となっておりますので、後程ご高覧願います。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。これから、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議案第4号『平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。暫時休憩いたします。

**休 憩 午前11時42分**

**再 開 午後 1時00分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

### 日程第10 執行方針

○議長（水田 正）日程第10、執行方針『平成24年度仁木町町政執行方針』、『平成24年度仁木町教育行政執行方針』を議題とします。はじめに、平成24年度仁木町町政執行方針について発言を許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）『平成24年度町政執行方針』。〔I〕町政執行について。平成24年第4回仁木町議会定例会の開会にあたり、平成24年度の町政執行方針について申し上げます。私は、町政の執行を担わせていただくとき、町民主役の確かな町政を目標に掲げ、以来、協働によるまちづくりに取り組んでまいりました。この間、町民皆様をはじめ、議員各位の深いご理解とご協力を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。本年度は、私にとって町長就任三期目の集大成となります。改めて、初心に立ち返り、輝かしい仁木町の将来に向けて努力を重ね、第5期仁木町総合計画に掲げる安心・学び・潤い・活力・協働の5分野に基づき、町政執行にあたってまいります。それでは、平成24年度仁木町一般会計予算をはじめ、3特別会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をお願いするにあたり、私の所信を申し上げます。日本の経済・社会は、世界最速のペースで少子高齢化が進む中、負担の伸びが給付の増大に追い付いてこないことに加え、生産年齢人口が減少し、若年世代の稼得能力も低下しており、その結果、極めて厳しい財政状況となっております。また、20年来の経済の低迷、経済連携の遅れといった従来の問題に、東日本大震災、原発事故と電力制約、円高、世界的な金融市場の動揺が新たな危機となっており、こうした状況を克服するためには、経済成長と財政健全化を両立させることが、これまで以上に重要となっております。国の平成24年予算においては、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層

の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に日本再生に全力で取り組むことが基本方針となっております。一般会計の総額は、90兆3339億円、前年度当初予算比2兆777億円、2.2%減で、当初予算段階では6年ぶりに前年度を下回っております。歳入では、税収が42兆3460億円、同1兆4190億円、3.5%増となり、2年連続で40兆円を超えております。新規国債の発行額は、前年並みの44兆2440億円、同540億円、0.1%減となり、公債依存度は当初予算ベースで過去最高の49.0%に達し、予算の硬直化が一段と一層進んでおります。国債発行額が税収を上回る異常事態は、当初予算ベースでは3年連続、決算や補正後ベースでは4年連続となっております。歳出では、政策的経費である一般歳出が51兆7957億円で、同2兆2823億円、4.2%減、そのうち社会保障関係費は26兆3901億円、同2兆3177億円、8.7%減。一方、2年連続で大幅に削減された公共事業関係費は4兆5734億円、同4009億円、8.1%減と引き続き削減対象となっております。平成24年度地方財政対策のうち、地方財政計画の歳入・歳出総額は81兆8700億円、同6354億円、0.8%減となり、公債費を除く政策的経費である一般歳出は、66兆4600億円、同3713億円、0.6%減となっております。地方再生対策費と地域活性化・雇用等対策費については、一定の縮減を行った上で、地域経済基盤強化・雇用等対策費（仮称）に一本化し、1兆5000億円を計上することとされております。平成24年度の地方交付税については、一般会計からの支出額、入口ベースでは16兆5940億円、同1905億円、1.1%減に、平成23年度からの繰越金や地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金など、これらを含めた地方交付税の総額は、地方自治体に配分する出口ベースで17兆4545億円、同811億円、0.5%増となり、5年連続の増額。これに地方税、地方譲与税、臨時財政対策債等を加えた地方一般財源総額は、前年度と同水準の59兆6241億円となっております。なお、地方の財源不足を補うために発行する臨時財政対策債については、6兆1333億円、同260億円、0.4%減となり、これに伴い地方債依存度は、平成23年度の13.9%から13.6%程度に改善される見込みであります。さて、町では財政の健全化に向けて平成20年2月に策定した、第二次となる仁木町行財政構造改革プラン（平成20年度から平成23年度）、以下、行革プランに基づき、行財政改革を推進してまいりました。歳入では、町民の皆様にも一定のご負担をお願いし、水道料金をはじめ、各種手数料の引き上げ、一方、歳出では特別職、一般職の給料、更に各種委員報酬の一部カット、この他、各種団体の補助金の削減、各種報償費の減額など、これら行革プランに掲げた4年間の取り組みが平成23年度をもって終了いたします。これまでの4年間で取り組んでまいりました多くの分野・施策で、その効果が現れ、実質単年度収支は、各年度とも黒字となり、平成23年度におきましても黒字が見込まれるなど、財政の健全化が図られた結果となっております。これは、町民と行政が一体となって将来の仁木町のために取り組んだ成果であると考えます。平成24年度予算には、行革プランで実施した経常的な維持費、管理費の縮減を継承しつつ、水道料金につきましては、高齢者世帯などの負担軽減を図るため、基本料金を引き下げることいたしました。また、各種団体への運営費補助金、街路灯設置費等補助金、各種委員報酬の日額基準報酬は、行革プラン前の率に復元、一般職員の給与につきましては、10%削減を終了するなど、行革プランで取り組んだ効果を反映した予算としております。しかし、本町の財政力を判断する財政力指数や経常収支比率などは、依然として厳しい状況にあることから、今後におきましても、町民と行政が一体となって、将来の仁木町を考えた行財政改革を進めていかなければなりません。町民皆様の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。一般会計の歳入では、町税は、町民税・固定資産税などを合わせ2億6070万6000円で、その他の財源と合わせても自主財源は4億1870万9000円にとどまり、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の約54%を地方交付税に依存する状

況となっております。自主財源及び地方交付税の増減は、事務事業の実施に大きく影響を及ぼします。財源の不足分につきましては、財政調整基金1218万2000円を取り崩し、繰り入れを行い、収支の均衡を図ることを念頭に、行政本来の目的である質の高い行政サービスの提供を目指しつつ、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の重点的かつ効率的な配分に努めながら、平成24年度の予算編成を行ったところであります。

〔Ⅱ〕平成24年度の予算規模について。一般会計、総額32億5073万4000円、前年度対比1億2256万9000円、3.6%の減でございます。国民健康保険事業特別会計、総額2億3320万1000円、前年度対比2842万円、13.9%の増。簡易水道事業特別会計、総額9億8869万7000円、前年度対比3億1543万7000円、46.9%の増。後期高齢者医療特別会計、総額6111万1000円、前年度対比228万7000円、3.9%の増。4会計予算の合計は、総額45億3374万3000円となり、前年度対比で2億2357万5000円、5.2%の増となっております。

〔Ⅲ〕平成24年度の施策について。安心、だれもが安心して笑顔で暮らせるまちづくり。少子高齢化や核家族化の進行など、社会構造の大きな変化とライフスタイル等価値観が多様化する中で、高齢者介護における老老介護や、今般、札幌市、釧路市において、障がいのある方や高齢者が孤立した状況で死亡するという痛ましい事例は、高齢者や障がい者の自立、社会参加の難しさや、子どもをめぐる福祉の問題等、行政の対応に多様化が求められております。住民一人ひとりが、住み慣れた地域の中で、家族や近隣の知人、友人などとの温かい絆を保ちながら、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人々が家庭や地域の中でいきいきと自立した安心のある生活が送れるよう共に支え、共に生きる福祉社会の実現に努めてまいります。障がい者への福祉サービスは、障害者自立支援法に基づき全国一律の障害福祉サービスに加え、地域の実情に応じた支援事業を市町村が提供することとなっております。障がいのある方が、地域で自立した日常生活を営めるよう平成22年4月に開設した、北後志地区、古平町を除く4町村でございますが、この広域相談支援を行う、北しりべし相談支援センターの活用を図り、障がいを抱える人たちの相談業務や家庭訪問など必要な支援を実施してまいります。平成18年4月から開園した社会福祉法人よいち福祉会にき保育園では、通常保育に加え、保護者のニーズに対応した延長保育及び一時預かりを実施し、更に、障がいのある児童の保育にも取り組むなど、保育サービスの充実に取り組んでおります。また、児童養護施設櫻ヶ丘学園におきまして、今年度も一時的に養育を必要とする児童を安心して預けることができる仁木町子育て支援短期利用事業を委託し、実施してまいります。大江、銀山へき地保育所につきましては、引き続き指定管理者制度による運営を行い、地域に根ざした保育所として、今後も受託者との意思疎通を図りながら必要な保育サービスを提供してまいります。母子・父子世帯等への子育て支援としての支給を行っている保育奨励金につきましては、行革プラン前の支給額といたします。また、働く親の仕事と子育ての両立を支援する放課後児童健全育成事業につきましては、仁木放課後児童クラブの実施とともに、銀山放課後児童クラブを銀山へき地保育所内から新たに建設しましたぎんれい36団地内の集会室へと移し、今後も引き続き実施してまいります。仁木町高齢者福祉施設いきいき88、然別生活館、大江・銀山生活改善センター、銀山老人憩の家につきましても、引き続き指定管理者制度による効率的な運営を行ってまいります。社会全体で高齢者を支えるため、平成12年4月にスタートした介護保険制度は、これまでさまざまな見直しが行われてまいりました。平成23年6月に公布された改正介護保険法では、高齢者が地域で自立した生活が営めるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した包括的な支援、地域包括ケアシステムの実現を推進することが示されました。また、認知症支援策の充実、新し

いサービスの創設、地域包括支援センターの機能強化の方向性も、一層明らかに示されました。第5期介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度）では、これまでの取り組みを継続しながら、今回の法改正の趣旨を勘案し、この地域包括ケアシステムを後志広域連合と連携し検討してまいります。なお、本町の第1号被保険者の保険料は、2月8日に開催した第5回後志広域連合会におきまして、月額4695円と決定いたしました。町単独事業であります生きがいデイサービス、地域支援事業、生活支援事業は、今回の介護報酬の改定に伴い利用料を改定いたしますが、社会福祉協議会及び関係団体と連携を図りながら、積極的に推進してまいります。地域包括支援センターでは、新たに「ふまねっと運動」を取り入れ、介護予防講習会を行います。閉じこもり予防教室等も引き続き実施するとともに要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者、健康づくり高齢者の把握や選定に努め、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知・うつ・閉じこもり等の予防対策を推進してまいります。新予防給付事業では、介護認定により要支援1・2の認定を受けた被保険者が介護予防サービスを受けるための介護予防ケアプランを作成して、要介護状態に陥らないよう日常生活の自立に向けた支援を実施してまいります。仁木町健康づくり計画は、平成23年4月1日から第2期計画がスタートいたしました。各世代別に生活習慣病予防に視点をおいた項目を定め、計画を推進しているところであります。誰もが健やかで心豊かな生活を送るためには、町民の皆様一人ひとりが、健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身に付け、心身の健康づくりに取り組む必要があります。そのためには、疾病の早期発見、早期治療のため各種がん検診等を実施するとともに、健康教育、栄養指導による町民の健康増進に努めてまいります。母子保健では、妊婦健康診査、乳幼児健診、母子栄養食品の支給を実施するとともに、離乳食教室、母親学級、すくすく広場、訪問活動を引き続き実施してまいります。予防事業では、予防接種法に基づくBCGや三種混合など乳幼児の各種予防接種のほか、高齢者を対象としたインフルエンザをはじめ、任意接種の子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、高齢者肺炎球菌の各種ワクチン接種に対する助成に加え、平成23年度から実施しております満1歳以上を対象としたインフルエンザに対する助成を引き続き実施してまいります。北海道医療給付事業であります重度心身障害者・ひとり親家庭等・乳幼児の各医療給付につきましては、北海道の医療給付制度に町単独給付の上乗せを行い、昨年度と同様に実施してまいります。国民健康保険事業は、他の健康保険に加入していない方を対象とした医療保険制度で、被保険者が充実した医療給付を受けられるよう、財政基盤の安定を図りながら町民皆様の健康を支えてまいります。また、国民健康保険税につきましては、昨年地方税法の改正に伴い、法定限度額等の改正をさせていただきました。今後も、国民健康保険財政の健全化に向け、税率等の改正を検討してまいります。後期高齢者医療保険は、75歳以上の方、一定の障害のある65歳以上の方を含むわけではありますが、北海道後期高齢者医療広域連合の被保険者となり、医療の給付を受ける制度であります。町では、保険料の徴収、被保険者受給者証の交付、各種届出、申請書の受付などの業務を引き続き行ってまいります。また、昨年度に引き続き被保険者の健康増進を支援する短期人間ドック事業を、北海道後期高齢者医療広域連合の助成を受け実施してまいります。町民の皆様が安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制の確保を図るとともに、北しりべし定住自立圏における広域連携により、二次医療体制、救急医療体制、小児科及び周産期医療体制の確保に努めてまいります。町民皆様の生命・身体及び財産を保護することは、行政の使命であります。災害の防止と事故や急病から被災者を救助し、地域社会の安全確保に活動する消防・救急・防災業務は、北後志消防組合仁木支署及び仁木消防

団との連携強化の下、実施してまいります。仁木支署常備職員は、救急救命士有資格者4名を含む現員16名体制で確立されており、消防学校での講習、余市協会病院や札幌医大病院実習などに引き続き参加し、消防・救急・救命技能の維持向上に努めてまいります。また、治療の早期開始と搬送時間の短縮を図るため、仁木支署前をヘリポートとして行うドクターヘリの運用も、引き続き実施してまいります。消防・防災の通信手段は、町内全域を網羅する同報系の消防団緊急伝達システムにより情報伝達を迅速に行い、災害の予防や被害軽減に努めてまいります。また、災害時等の町からの町民皆様への情報提供手段として、防災行政無線の構築の検討を進めてまいります。消防救急無線のデジタル化につきましては、国の平成23年度三次補正予算により北後志消防組合本部において整備することで決定し、平成24年度への繰越事業として実施することとなりました。これにより通信の秘匿性の確保やチャンネル数の確保が図られ、大規模災害時の広域的活動に対応することが可能となります。消防車両の状況は、高規格救急車1台、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型2台、小型ポンプ付積載車が仁木、然別、大江、西馬、銀山、長沢及び尾根内の各地区に配備しておりますが、今年度につきましては、11年が経過し老朽化が著しい高規格救急車を更新し、救急体制の維持強化を図ってまいります。地域防災力の要であり、地域の安全・安心を確保するため、献身的かつ奉仕的に活動している仁木消防団は、平成24年2月1日現在、男性83名、女性16名の合計99名の実員体制となっております。少子高齢化や社会構造の変化に伴い全国的に充足率が減少し、国を挙げて消防団員確保の運動が行われていることから、仁木消防団におきましても、隊員の確保が図れるよう支援してまいります。また、消防団と仁木支署常備職員との連携強化や町防災関係機関との緊密な情報交換を行い、併せて演習などの機会により消防団員の技能の向上に努めるとともに、高齢者等の要支援者の台帳作成や個別支援計画を策定し、災害時の対応に万全を期してまいります。水防設備の状況につきましては、大雨により余市川樋門が閉じられた場合の防災対策のため、固定式大型排水ポンプ4台、移動式の大型排水ポンプ5台、機動性に富む小型排水ポンプ2台を配備し、農作物等の冠水被害防止に努めてまいります。昨年の震災、原発事故を受け、国が原子力発電所から30km圏内の自治体を緊急防護措置区域（UPZ）とする方針を決定し、仁木町もこの区域内となることから、放射線量測定器の購入や食料を備蓄することなどに加え、原子力防災計画等に関わる地域防災計画の見直しを行います。また、国の事業として、モニタリングポストと呼ばれる大気中の放射線の量を24時間測定する据え置き型の装置を役場周辺と銀山地区の計2か所に設置する運びとなっております。今後におきましても、国、北海道及び周辺自治体と連携を図りながら、原子力防災対策を含めた防災対策を進めてまいります。交通死亡事故ゼロの日は、3月1日現在で1740日となり、平成20年以来4年連続の交通死亡事故ゼロを続けております。昨年1年間における仁木町での人身事故は、発生件数10件、前年10件、負傷者12人、前年20人と負傷者が大幅に減少いたしております。今後におきましても、第9次仁木町交通安全計画、これは平成23年度から平成27年度に基づき、関係機関と連携を密にし、来る11月15日の交通死亡事故ゼロの日2000日達成に向け、交通安全に関する教育・普及啓発活動、地域・職域運動及び期別運動、更には交通安全施設の整備充実に取り組んでまいります。また、子どもたちを交通事故から守るとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、昨年度に引き続き、チャイルドシートの購入に助成を行ってまいります。

潤い、やすらぎと潤いのあるまちづくり。町民の皆様が安心して暮らせる快適で潤いのある生活環境整備は行政の基本であり、町民の誰もが願っているところであります。道路整備事業につきましては、町道漁別1号線路盤改良舗装工事延長800m、町道銀嶺2号線、これは仮称でございますが、改良舗装工事延

長180m、町道中線排水整備工事延長500m及び町道北裏環状線測量設計委託業務延長146mを実施してまいります。また、橋りょう補修事業につきましては、漁別橋右岸橋台護岸補修工事及び月見橋補修工事調査設計委託業務を実施してまいります。町道の維持管理につきましては、今年度も交通安全確保のため、定期的にパトロールを実施し、路肩等の草刈り・未舗装道路の補修及び舗装補修工事を実施してまいります。除雪事業につきましては、町民皆様の冬季間の安定した生活道路を確保するため、町道の除雪延長89km、これは車道122路線、歩道7路線を全面委託業務により実施してまいります。また、個人が管理する私有道路等の除排雪につきましても、生活道路の確保のため、除排雪を対象に補助金を交付してまいります。なお、補助率につきましては、行革プランの終了に伴い、昨年度までの基本事業費の3割補助を5割補助にいたします。河川の維持管理につきましては、河川災害の発生防止に向け、河床整理、砂利上げや、河川内立木の伐採・除去及び護岸保護に努めてまいります。住宅環境整備につきましては、平成21年度策定の仁木町住宅マスタープランに基づき、今年度はぎんれい36B棟20戸、公営住宅16戸、特定公共賃貸住宅4戸の建設工事及び外構工事を実施してまいります。町職員住宅は、現在、6棟12戸を保有しておりますが、供給不足にあることから、仁木商業高等学校閉校後の教職員住宅13戸を平成24年度で6戸、残り7戸を平成25年度にて、北海道から購入する予定としております。なお、仁木商業高等学校閉校後の利活用及び旧大江小学校の部材利活用につきましては、現在、仁木町公有財産利活用計画検討委員会、これは津司康雄委員長外委員10名におきまして、種々協議検討中であります。仁木町統合簡易水道事業につきましては、毎日の暮らしを支える生活水の早期整備を目指して、平成13年度に新規水利権を取得し、水道事業拡張変更認可を経て、平成14年度から事業着手しております。平成20年3月には新然別浄水場が完成し、然別・砥の川・旭台地区に給水を開始、更に平成21年6月からは仁木地区に、平成22年8月からは大江地区に給水を開始しております。銀山地区につきましては、平成25年4月の尾根内浄水場供用開始に向けまして、尾根内浄水場機械・電気計装設備工事、尾根内配水池築造工事、銀山中継ポンプ場築造工事及び銀山地区送配水管布設工事5818m等を実施してまいります。また、仁木地区につきましては、水道未給水地域の解消に向け、南町国道沿い及び緑町、旧得志内地区の配水管調査測量設計委託業務を実施してまいります。漏水対策につきましては、仁木地区の漏水調査を行うとともに、漏水量を減少させるため老朽管の更新工事として、仁木地区西町国道沿いの配水管布設替工事1810m及び銀山地区石綿管の布設替工事940mを実施してまいります。水道料金につきましては、平成20年度から行革プランに基づき、基本水量家事用10㎡、業務用20㎡及び超過水量1㎡は変更せずに、各料金を一律30%の値上げを行ってきたところでありますが、同プランの終了に伴う料金体系の検討を行い、使用水量が少ない高齢者世帯などの料金の軽減を図るため、基本料金のうち家事用の基本水量10㎡2400円を8㎡2000円に改定いたします。なお、超過料金につきましては、従前同様1㎡190円といたします。今後におきましても、町民の皆様に安全・安心な水道水の供給に努めてまいります。現在、仁木町のし尿及び合併浄化槽の汚泥処理は、5町村で構成している北後志衛生施設組合で実施しておりますが、より快適で衛生的な生活環境の確保と河川の水質保全のため、生活排水処理の整備が必要となっております。平成23年度におきましては、仁木町全域を合併処理浄化槽により整備する生活排水処理基本計画を策定いたしました。本年度は、この合併処理浄化槽整備における効果的な事業実施方法を検討してまいります。町民のライフスタイルや消費意識の変化に伴い、各家庭より排出される一般廃棄物は多様化し、今後ごみの減量化と再資源化の適正な処理と環境への負荷の軽減及び資源の有効活用の推進が必要とされております。この問題解決のため、ごみの3R、発生抑制(リ

デュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、町民の皆様のより一層のご協力をいただき、分別の更なる徹底を図ってまいります。特に資源ごみにつきましては、軽量で持ち運びに便利で、衛生的にも優れ、保管しやすいプラスチック製容器やペットボトルの需要が多くなっておりませんが、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法の趣旨に基づき、環境保全の観点から、ごみの分別収集を一層強化し、ごみの減量化を推進してまいります。粗大ごみの収集につきましては、町のクリーンセンターへの自己搬入が困難な方のために、本年度も収集事業を年間2回、6月、10月に実施してまいります。既存処分場の隣接地に新設いたしました第2期一般廃棄物最終処分場、仁木町クリーンセンターにつきましては、本年度から運用を開始し、引き続きごみ減量化の取り組みを進め、将来に向けての安定的な埋立処分、（計画、平成24年4月から平成39年3月）に努めてまいります。町民皆様の利便性向上と行政の効率化のための電子自治体化を引き続き推進するとともに、昨年7月25日にデジタル放送へ完全移行となりましたテレビ放送におきましても、新たな難視聴が発生した場合は、関係機関と協議しながら解消に努めてまいります。公共交通を確保することは、町民皆様の日々の生活に直結する重要な課題であります。生活バスの運行は、通学・通院や買い物など、交通弱者の日常生活に必要不可欠なものであり、北後志広域生活圏中心部までの生活バス運行をバス事業者に要請し、経費の助成を行って路線を維持するとともに、更なる一層の効率的かつ合理的な運行を求めてまいります。

活力、豊かで活力あるまちづくり。昨年の仁木町農業振り返ってみますと、雪解けの遅れに始まり、春先の低温や日照不足が続いた後、夏の猛暑から一転しての集中豪雨など、異常気象の影響により、生産者の皆様には生育の不安など並々ならぬご苦労されたことと拝察し、改めて自然と向き合う農業の厳しさを強く認識いたしました。特に本町の主要品目のひとつであります桜桃につきましては、着果量が少なく、収量は平年の約40%にまで落ち込み、2年続けて残念な結果となりました。しかし、この厳しい状況下において、生産者の栽培技術や流通の戦略的研究によりトマトが着実に販売額を伸ばしております。これまでの仁木町農業は、果樹、水稲、野菜を主要作物として農業生産を展開してまいりましたが、農業経営の安定化や農業所得の向上を図るため、果樹+野菜と水稲+野菜を中心とした農業形態化を、更に推進してまいります。国は、昨年10月に我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画を決定し、「競争力・体質強化～持続可能な力強い農業の実現～」、「競争力・体質強化～6次産業化・成長産業化・流通効率化～」など7つの戦略を5年間で集中展開し、食料自給率の向上をはじめとする食料・農業・農村基本計画等に定める目標を達成することを目指しております。この計画に基づき、本町におきましても、人と農地の問題解決のため、集落・地域における話し合いを通じて人・農地プラン、地域農業マスタープランの作成を進めてまいります。また、国際的には、環太平洋経済連携協定（TPP）について、野田首相は昨年11月、交渉参加に向けて協議に入る方針を表明いたしました。TPPへの参加は、農業だけではなく地域の崩壊に繋がるおそれのあるものと想定されます。私としては、北海道並びに北海道議会と行動をとる覚悟であります。今後も、こうした変革の波が押し寄せることがあると思いますが、あらゆる場面で、その制度・政策をしっかりと見極めつつ、一方では、変革を巧みに先取りしていくことで、次の時代に踏み出す力を育んでいかなければならないものと考えております。安全・安心で良質で安定的な食料の生産をする仁木町農業が地域や農業者、そして次の時代の担い手が、夢と希望を持てるよう持続可能な力強い農業となるため、これからも農業委員会をはじめ、農業関係者皆様の知恵と行動力を結集し、全力で取り組んでまいりますので、一層のお力添えをお願い申し上げます。ここで、本年度実施いたしま

す町の主な事業につきまして申し上げます。農業振興事業であります水稻育苗・花卉ハウス導入事業、平成24年度、平成25年度の2か年事業として、補助基準は3棟以内、面積換算で10㍍以内といたします。なお、補助率は1/3以内といたします。野菜育苗施設建設補助事業、仁木町農業において飛躍的に伸びている野菜生産を支えるために、新おたる農業協同組合、JAが建設する野菜苗の育苗施設1棟に対する助成を行います。なお、補助率は1/3以内といたします。桜桃結実促進事業、平成24年度から28年度までの5か年事業として、桜桃の結実促進のためのマメコバチ導入に対する助成を行います。なお、補助率は1/3以内といたします。果樹産地土壌殺菌事業、桜桃など果樹の灰星病撲滅のために、土壌殺菌に使用する消石灰購入に対する助成を行います。なお、補助率は消石灰1袋20kgに対し、1/2以内、上限250円、10㍍あたり3袋以内といたします。地力増進対策事業、収益性の高い農業を確立するため、土づくりのための堆肥助成を増額し発酵促進剤の導入に対する助成を新たに行います。農業廃棄物処理事業、ブランド産地確立事業、災害対策利子補給事業、昨年度と同様に助成を行います。担い手の育成・確保対策、農業者の高齢化や後継者不足が深刻な状況の中で、本町農業の持続的な発展を図っていくためには、安定的な農業経営を目指し、意欲と能力のある担い手の育成・確保を図ることが急務となっております。国が進める青年新規就農者の倍増毎年2万人に向けてと連携し、農業委員会、JAと一体になって、新規就農者の確保を図ってまいります。また、仁木町農業担い手育成に関する条例に基づく就農奨励金につきましても、更に充実させる方向で検討を行います。有害鳥獣駆除対策事業。毎年、北海道猟友会仁木支部に有害鳥獣の駆除を委託して農業被害の防止に努めておりますが、今年度も同様に委託し、被害の軽減に努めてまいります。また、山間部に出没するヒグマ対策につきましては、電気柵を設置することで被害が減少し効果が上がっておりますので、電気柵を増加してヒグマ出沒情報のあった農家に対し、無償貸し出しを行ってまいります。また、ここ数年、シカの被害が増加しておりますので、忌避剤による農作物の防御実験を行ってまいります。余市川土地改良区の事業に対する助成、余市川土地改良区が実施をしております農業用施設の維持管理に対する助成であり、頭首工、揚水機、用水路の幹線・支線の補修などの事業に対して5年間（平成22年度から平成26年度まで）の助成を行ってまいります。我が国の景気は足踏み状態にあり、一部に持ち直しに向けた動きが見られますが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。道内景気も住宅着工の持ち直しや、設備投資の下げ止まりなど一部に上向きの兆しがあるものの、公共投資の減少等から厳しい状況にあり、町内の小規模事業者は非常に厳しい経営環境にあります。町内の商工業者が経営合理化や事業の円滑化を図るため、道融資等を受ける資金の保証料に対する助成を行ってまいります。また、経営指導や各種相談業務を行い、町内商工業者の健全育成にあたっている商工会に対する助成も継続して行ってまいります。北海道の積雪寒冷地域が有する特殊性から、冬季間に離職を余儀なくされる季節労働者の雇用の安定化と通年雇用の促進に向けて、平成19年8月に設立された北後志通年雇用促進支援事業協議会の事業による求人開拓と就職促進の取り組みを進めてまいります。企業進出は、町内経済の拡大や就労の場の創設、税収の増大など、町の振興に大きな効果をもたらします。仁木町企業立地促進条例に基づき、町有地等の有効活用も視野に入れ、企業誘致を進めてまいります。仁木町の果樹栽培農家が昭和40年代に始めた直売方式ともぎ取り農園の観光農業は、現在広く全道に普及し、果樹観光農園を主導する地位を占めております。昭和49年に設置した仁木町観光管理センターは、観光農業を営む農家の指導育成と果樹観光農家の組織化や観光農園と直売店の相互調整等、公の施設としての役割を担っておりますが、社会環境の変化や町財政を取り巻く厳しい状況下にあるため、果樹観光協会へ建物の無償譲渡



ができないか協議をいたしました。が、実現に至りませんでしたので、引き続き指定管理者制度による効率的な運営を図り、経費の節減に努めてまいります。なお、建物の無償譲渡の協議につきましては、今後においても継続して行うこととしております。観光農業の拠点施設であるフルーツパークにきは、平成13年7月のオープン以来、農業と観光振興を通じた地域経済活性化施設として重要な役割を担っております。管理運営につきましては、指定管理者制度を継続し、民間の効率的な運営による経費の節減と利用者サービスの向上を図るとともに、今年度も冬季間の運営を休止してまいります。町の二大イベントでありますさくらんぼフェスティバルとうまいもんじゃ祭りに対する助成を引き続き行ってまいります。実行委員会をはじめ関係者のご理解や、ご協力をいただきながら効率的な実施に努めてまいります。また、観光PRなどの観光振興事業や観光協会に対する助成も継続して行います。スポーツ活動を通じた町民の健康増進と交流活動の場としてのふれあい遊トピア公園の体育施設は、町民の皆様をはじめ、多くの方々の利用により賑わっております。民間の効率的な運営による経費の節減と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者制度による効率的な運営を行ってまいります。北海道観光の人気が高い東アジア地域に対しては、北しりべし定住自立圏による取り組みや、国際交流団体等との協力を通じて、観光客の誘致に向け、観光協会と連携を図りながら取り組んでまいります。

協働、持続可能な行財政運営と協働のまちづくり。仁木町が自主自立に向けたまちづくりを更に進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。また、急速な少子高齢化による人口減少が続き、これまで各自治体が単独で行ってきた住民サービスの維持が困難な状況下であり、分権型社会に対応した広域行政を推進していくため、今後も周辺市町村との役割分担を明確にしながら相互の連携を強め、地域の特色や実情に応じた取り組みに努めてまいります。心豊かな地域社会を築くためには、地域におけるコミュニティの充実が不可欠であります。町内会をはじめ各種ボランティアグループとの連携を図りながら、将来にわたり支え合い、助け合う地域コミュニティづくり推進のため、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会等への活動補助を継続してまいります。まちづくりはひとつづくりを理念に、協働のまちづくりが進む中、今後、情報提供への要望はますます高まることが予想されることから、広報紙や町ホームページ、更にはまちづくり出前講座など、広報・広聴機会の充実にも努めてまいります。

〔IV〕むすび。以上、平成24年度町政執行に関する所信と主な施策について申し述べましたが、昨年3月11日に発生しました東日本大震災とこれに伴う福島原子力発電所の事故による財政不安により、今後しばらくは、地方自治体にとっても厳しい時代が続くものと予想されます。このような中、町の将来を見据えて、昨年度からスタートした第5期仁木町総合計画に則り、基幹産業である農業の振興と経済の活性化はもとより、防災対策を含む暮らしの安全・安心を支える取り組みをしっかりと進めてまいります。町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、執行方針といたします。

○議長（水田 正）次に、『平成24年度仁木町教育行政執行方針』について、発言を許します。原田教育長。

○教育長（原田 修）仁木町教育行政執行方針を申し述べます。平成24年第1回仁木町議会定例会にあたり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。平成23年度は、小学校においては新学習指導要領に基づく教育課程の全面実施の年であり、東日本大震災を経験し、教育や学校のあり方が問い直された年でもありました。更に本町におきましては、大江小学校の仁木小学校への統合による新たな学校配置など、国・町レベルでの大きな転機の年でありました。そうした中で、町民の皆様をはじめ、町議会議員の皆様

のご協力、関係各位の心温まるご支援によりまして23年度の教育行政を円滑に進めてまいることができましたことに、心からお礼を申し上げます。復興元年となる平成24年度は、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、人々が固い絆で結ばれた、心のよりどころとなるまちづくりへの町民の意識が高まっている中での執行となります。すべての町民が果実とやすらぎの里の主人公として、お互いに関わりながら、心豊かに学び続ける生涯学習環境の充実を図るとともに、未来を拓く子どもたちを学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携・協力し、社会全体で育てていく協働による教育行政を推進してまいります。平成24年度の教育行政の執行方針を策定するにあたり、第5期仁木町総合計画に定める「学び～心豊かに学びや育むまちづくり」に向け、学校教育と社会教育の2つの分野について、9つの重点とその推進のための取り組みの方向と具体的な施策を定めました。それらについてご説明申し上げますので、皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

はじめに、学校教育について申し上げます。生きる力を育てる新しい教育課程は、小学校に続き平成24年度から中学校においても全面実施となります。本町の学校教育は、ここ数年充実が図られてきておりますが、円滑な学校運営を基盤にしながら、防災教育を含めてすべての分野で一層の充実を図ってまいります。そのためにも、学校教育推進の重点の1つ目を確かな学力の向上といたしました。取り組みの第1は、学習指導要領の趣旨を十分に理解し、新しい教育課程への確信を深めることであります。教師の指導力を高め、児童生徒の学ぶ意欲と力を育て、その成果を目に見える形で示すことが大事であります。学校としての方針、具体的な取り組みとその成果などを積極的に保護者に説明し、新しい教育課程を検証し、確信を深めることが重要であります。学校の教育計画は、学校と家庭、地域との連携によって大きな成果が生まれます。中学校で始まる武道の事業では、仁木、銀山ともに、仁木剣道連盟との連携によって進めてまいります。取り組みの第2は、学力の向上に繋がる学ぶ喜びの広がりをつくり出すことであります。全国学力学習状況調査に24年度も引き続き参加し、課題と改善の方策を明らかにし、学力向上への取り組みを進めてまいります。また、すべての小中学校とも少ない児童生徒数であるという条件を生かし、きめ細かな指導の充実や、地域の自然環境の活用、地域の人々の協働による学びの充実、ICTによる学習の充実、幼保・小・中の連携の促進など、学ぶ喜びを拡充する取り組みを一層進めてまいります。そのため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動など家庭との連携を基盤に、朝読書の定着や外国語活動の充実や学ぶ意欲と自信を育てる補足的な学習、家庭学習の習慣化などの取り組みによってフォローアップを図ってまいります。特に仁木小・仁木中へは、学力向上支援を町独自の予算で配置し、TT指導や習熟度別の学習を通して学力の向上を図ってまいります。取り組みの第3は、魅力ある先生づくりであります。各学校においては、わかる授業を追求する校内研究が取り組まれておりますが、更に充実させ授業力を高めるため、参観日や地域公開、研修講座や研究会などへの積極的な参加の促進、指導主事等外部講師の積極的な招聘などを進めてまいります。取り組みの第4は、特別支援教育の充実であります。本町における特別支援教育は、年々充実してきておりますが、多様な教育的ニーズが高まっていることもまた事実であります。校内における子どもの発達状況を的確に把握し、個別の指導計画に基づいた個に応じた教育を進めてまいります。近年重視されている普通学級における特別な支援を必要とする子への対応として、本年度も特別支援教育支援員の配置を行ってまいります。また、学校・家庭・地域関係機関が連携する中で特別支援教育の充実を図っていくために、北後志各町村と連携しながら特別支援教育連携協議会設置に向けた取り組みも進めてまいります。

重点の2つ目は、豊かな心の育成であります。取り組みの方向の第1は、豊かな人間関係をつくり出す言語活動の充実であります。各学校での言語活動を一層充実させること、授業の中で、学ぶ力を育てるものとして言語活動の充実を図り、言葉を通して人を理解し、人と関わり主体的に社会を構成しようとする意思と力を育てることが大事であります。そのために本年度は、学校図書館の図書の実践を引き続き図り、町民センター図書室と学校図書館との連携のもとで、全校一斉読書の時間の設定や、書くこととノート指導を充実させるなど、各教科における言語活動を位置づけた事業の展開とその実践の積極的な交流を進めてまいります。また、音楽交歓会や学校における文化的諸行事などを通して豊かな心やコミュニケーション能力を高めていくよう、各学校での工夫を促してまいります。取り組みの第2は、豊かな心と確かな生き方を確立する道徳教育の充実であります。規範意識や倫理観を育て、豊かな心を育むためには、学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進していくことが重要であります。そのため、各学校における道徳の時間の充実を図るとともに、参観日などでの道徳の授業公開や、地域人材の積極的な活用を促進するとともに、文部科学省で作成配布をしている「心のノート」の活用を促進してまいります。取り組みの第3は、豊かなつながりを創り出す生徒指導の充実であります。生徒指導は、深い児童・生徒への理解と、強い信頼関係の上に成り立つものであります。好ましい人間関係づくりを進めるとともに、児童・生徒自身がいじめ根絶や携帯電話などのより良い利用方法の指導が求められます。そのため、学校と保護者の豊かな関係づくりを進めるとともに、校種間の連携により、共通で一貫した指導ができる条件づくりを進めてまいります。

重点の3つ目は、健やかな体の育成であります。健康な心と体こそ、確かな学力の基礎であるとも言われております。そのための取り組みの第1は、体力・運動能力向上の取組の充実であります。銀山小学校、銀山中学校では、北海道教育委員会が行っている「道産子元気アップチャレンジ」に縄跳びの種目で参加し、子どもたちの体力向上を図っておりますが、更に多様な運動や競技会などへの参加の促進に努めるとともに、各学校における運動・体力・健康における課題に積極的に対応するよう各学校との連携を進めてまいります。昨年度から、町内小学校陸上競技大会を6月実施に変更することによって、その後続く後志小学生陸上競技大会につながり、全道大会にも多数出場し活躍できるようになりました。引き続き、陸上・スキー大会などの各種スポーツ大会への参加機会の拡充に努めてまいります。各種学校検診において明らかになった課題や状況に対しても、家庭と一体となって対応を促進してまいります。取り組みの第2は、食に関する指導の充実であります。仁木小学校に配置されている栄養教諭による系統的・計画的な食の指導の充実が図られ、食育の成果が現れてきております。各学校においては保健計画における食育の計画に基づく指導を充実させるとともに、家庭とも連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進など、一体となって進めていくことが大切になっております。そのため、栄養教諭を中心に、自らから健康管理できる力を育てていくよう食育の充実を図ってまいります。また、食べる楽しさも大事なことと考え、果実の里にふさわしい地場産品の活用と安全で栄養豊かな給食の提供にも努めてまいります。取り組みの第3は、食中毒予防・感染症対策と薬物乱用防止教育の充実であります。昨年発生した道内での学校給食による食中毒を機に、食中毒防止のための衛生管理の徹底や、新型インフルエンザや季節性のインフルエンザなどの感染症予防対策の充実が大切な課題となっております。適切な情報提供に努め、学校・家庭と連携した予防対策を進めてまいります。また、関係機関と連携した薬物乱用防止教育も進めてまいります。更に「8020運動」に見られるように、健康な歯を守る意識が高まり、仁木小学校、銀山小学校、銀山

中学校では歯磨き指導が取り組まれておりますが、学校・家庭・関係機関と連携した虫歯予防の取り組みを進めてまいります。加えて、平成23年9月に北海道教育委員会が「学校給食衛生管理マニュアル」を改定したことに伴い、学校給食では、衛生管理基準に基づく衛生指導・衛生管理の徹底に努めてまいります。

重点の4つ目は、信頼される学校づくりであります。これまでの本町における取り組みを更に進めるために、第1に、学校教育の質の向上を目指す評価・改善の充実を図ってまいります。各学校の学校評価が信頼される学校づくりに結びつくよう結果や改善の方向などについての公開性・透明性を高め、学校の説明責任を果たし、学校と家庭とが改革へのパートナーとして、その関係強化が図られるよう努めてまいります。取り組みの第2は、教職員の資質向上による信頼性の向上であります。管内では、教職員のわいせつ行為や交通違反、職務専念義務違反などにより、学校や教職員に対する厳しい批判が寄せられ、教職員の法令遵守の意識の向上と教職員の資質向上は、喫緊の課題となっております。本町においては、学校職員評価制度による教職員による主体的な資質向上への取り組みの促進や、教職員などのモラルの確立など、交通事故・違反、情報の持ち出し・紛失、わいせつ事件などの不祥事の未然防止の徹底、政治活動の禁止と職務専念を中心とした服務規律の徹底など、教育公務員として法令遵守による信頼性の向上を図り、託す安心の広がりをつくり出すことを重点に取り組みを進めてまいります。各学校における校長のリーダーシップが一層発揮できるよう教育委員会としての支援を強めてまいります。取り組みの第3は、居心地のよい学び舎づくりの推進であります。子どもたちが学び生活する学校も、年数とともに補修が必要となりますが、安心して学べる環境、心のよりどころとして誇りを持てる学校でなければならないと考えます。そのため、本年度は、仁木小学校中央ホールのカーペット張り替え、銀山中学校のボイラー中央監視装置の更新工事を実施し、快適な学習・生活への環境整備を進めてまいります。

学校教育における5つ目の重点は、「安全・安心な学校・地域づくり」であります。東日本大震災後、防災の意識が高まっておりますが、各学校における災害対応マニュアルの整備や津波を想定した避難訓練の実施など、防災教育の充実を図ってまいります。また、児童生徒の安全を確保するための警戒も必要であります。具体的な取り組みの第1として、生命の尊さ、安全に行動する習慣を身につける教育の充実に取り組んでまいります。学校における安全教育の徹底や防災教育の充実、危機対応能力を育てる指導の充実、交通安全意識の高揚を図る指導・教育の充実が極めて重要であります。それらを進めるために、各学校での安全教育計画の見直しと具体的な実行体制確立のための支援を教育委員会としても進めてまいります。また、迅速に対応するため、学校と教育委員会、警察などの機関との情報の共有を進めてまいります。取り組みの第2は、子どもの安全を保障する体制の確立であります。これまで以上に、危機意識を共有し、学校と家庭、関係機関などと連携した指導体制の確立を進めてまいります。また、遠距離通学児童生徒の安全登下校保障としてのスクールバス運行を継続してまいります。更に今日的な課題に対応するために、サイバーパトロール結果による指導の充実、公用車への防犯ステッカーの装着、「子ども110番協力の家」増設など、引き続き取り組んでまいります。以上、学校教育について5つの重点と具体的な取組方向について説明いたしました。続きまして、社会教育についてご説明申し上げます。社会教育については、4つの重点を定めました。重点の1つ目は、第6期仁木町社会教育中期計画5年次目の事業推進と第7期仁木町社会教育中期計画の策定であります。ブックスタート事業の充実、世代間交流の促進、活動参画機会の拡充の3つを中心に取り組みを進めます。ブックスタート事業は、22年度から対象を拡大し、6か月児、1歳6か月児へ絵本2冊を贈呈し、豊かな心の醸成を進めてまいりました。24年度も、親子読書の推進に

努めてまいります。世代間交流に関しては、毎年好評の親子料理教室、三世代交流ふれあい教室、ふるさと巡り、どろんこ教室などの事業の一層の充実を図り、世代間交流を積極的に推進してまいります。更には仁木町女性のつどい、やすらぎ大学、ジュニア・リーダーコース、各種少年団活動、地域の各種イベントなどの活動を支援し、町民の活動参画機会の拡充を進めてまいります。また、現在進めております第6期仁木町社会教育中期計画は、24年度が最終年次となることから、これを総括し、関係各方面からの検討を踏まえて新たに平成29年度までの第7期仁木町社会教育中期計画を策定いたします。

重点の2つ目は、文化活動の推進であります。文化的な活動の奨励と招致と文化財保護意識の高揚の2つを中心に取り組みを進めてまいります。文化連盟への活動支援、郷土芸能団体の活動支援など、地域に根ざした文化活動の充実を図るとともに、文化的な団体などの積極的な招聘を関係機関・団体と協力して進め、町民が良い文化に触れる機会の拡充に努めてまいります。文化財保護に関しましては、引き続き町内の文化財の調査・保護活動を進めるとともに、町民みんなで町内の文化財を理解し親しみ、保護していくという意識の普及と啓発に努めてまいります。

重点の3つ目は、社会体育活動の振興・充実であります。体育協会、スポーツ少年団などの活動支援、各種事業などへの参加の促進を進めてまいります。町民皆スポーツを目指し、健全育成のためのスポーツ少年団への加入促進や大会情報などの提供によるスポーツへの積極的な関与や参加機会の拡充に努めてまいります。また、体育協会の協力を得て少年スポーツ教室の開催など、スポーツを通して世代間の交流も図ってまいります。

重点の4つ目は、社会教育施設の有効利用であります。本町では、町民センターと図書室が多くの町民並びに管内の諸会議などに利用されております。町民センターにつきましては、文化・学習活動の中心的施設としての適切な管理運営に努め、一層の利用拡大に努めてまいります。図書室につきましては、引き続き計画的な図書の購入、増冊数を進め、読書環境の整備を図ってまいります。子どもからお年寄りまで町民みんなの心やすらぐ空間としての学習機能の充実を図るとともに、行きたい、読みたいという欲求に応える町民図書室なるよう努めてまいります。また、より多くの町民に利用していただけるよう利用促進のための啓発と夜間開放の継続など、利用時間の拡大に努めてまいります。

以上、平成24年度の教育行政の執行に関する主な方針について申し上げました。幼児からお年寄りまで、すべての町民が果実とやすらぎの里に生きる喜びを実感し、心豊かにそれぞれの場面での学びが保障され、信頼される教育行政を執行してまいります。町民の皆様の積極的な参画と、町議会議員の皆様をはじめ、教育関係機関・団体の一層のご理解とご協力を、心からお願い申し上げます。

○議長（水田 正）以上で、『平成24年度仁木町町制執行方針』、『平成24年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。暫時休憩します。

**休 憩 午後 2時04分**

**再 開 午後 2時04分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。お諮りします。以上で、本日の日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、本日は、これで散会することに決定しました。本日は、これで散会します。なお、次回の開催は、3月9日金曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。本日のご審議、ご苦労様でした。

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

## 平成24年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成24年3月7日～19日（13日間）

1日目 平成24年3月7日（水曜日）

（開会～午前9時30分 / 散会～午後2時5分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第5号）	H24. 3. 7	原案可決
議案第2号	平成23年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	H24. 3. 7	原案可決
議案第3号	平成24年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	H24. 3. 7	原案可決
議案第4号	平成23年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	H24. 3. 7	原案可決